

武蔵野市第五次男女平等推進計画(案)

令和6(2024)年度～令和10(2028)年度

中間のまとめ

令和5(2023)年 12月

武蔵野市男女平等推進審議会

目次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景.....	5
はじめに.....	5
(1)社会情勢.....	5
(2)国の動向.....	6
(3)東京都の動向.....	7
(4)本市の取組み.....	7
2 計画の位置づけ.....	9
3 計画の性格.....	9
4 計画の期間.....	9
第2章 施策の展開	11
1 計画の目指す将来像.....	13
2 計画の基本理念.....	13
3 計画の基本目標.....	14
4 計画の体系.....	16
第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画	19
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち.....	21
基本施策1 男女平等の意識づくり.....	21
基本施策2 男女平等教育の推進.....	24
基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり.....	27
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち.....	30
基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発.....	30
基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進.....	33
基本施策3 子育て及び介護支援の充実.....	36
基本施策4 あらゆる分野における女性活躍の推進.....	40
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち.....	44
基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援.....	44
基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策.....	50
基本施策3 困難な問題を抱える女性への支援.....	53
基本施策4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援.....	55
基本施策5 生涯にわたる性に関する健康施策の推進.....	60
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち.....	63
基本施策1 計画推進体制の整備・強化.....	63

数値目標	67
1 前計画の目標値に対する達成状況	69
2 目標値の設定	70
推進体制	71
1 計画の推進	73
(1) 推進体制	73
(2) 連携と協働	74
(3) 推進計画の効果的な進行管理	74
(4) 計画の数値目標	74
資料編	75
1 武蔵野市男女平等の推進に関する条例	77
2 武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿	80
3 武蔵野市男女平等推進審議会協議経過	81
4 武蔵野市立男女平等推進センター条例	82
5 アンケート調査概要	84
6 パブリックコメントの実施結果	85
7 男女平等推進の主な動き	86
8 男女共同参画社会基本法	93
9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	96
10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	102
11 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	108
12 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律	112
13 用語一覧	114

※「性別等」の表記について

人間の性には、からだの性やこころの性、恋愛感情がいずれの性別に向かうか、など多様な性があります。
 本計画においては、「性別等」という表現で、男女の別だけではない多様な性のあり方を表しています。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

はじめに

この計画は、平成 29（2017）年に制定された「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」（以下「条例」という。）第9条に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために、策定するものです。策定にあたっては、条例第23条により武蔵野市男女平等推進審議会に諮問をしました。

（1）社会情勢

① 世界の動き

平成 27（2015）年9月、国連で決定された持続可能な開発目標（SDGs）において、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことが示されました。令和 12（2030）年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられています。

令和 5（2023）年6月、世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数では、日本は146か国中125位、G7諸国のなかでは最下位という結果です。「教育」と「健康」の値は高い一方、「政治」と「経済」の値が低くなっています。

G7諸国のなかで、同性婚や婚姻と同等の権利を保障する制度を国レベルで導入していないのは日本だけであり、結婚後に夫婦のいずれかの氏を選択しなければならないとする制度を採用している国も日本だけです。また、女子差別撤廃条約の選択議定書を批准していないのは、日本と米国の2か国です。

② コロナ禍の影響

令和 2（2020）年から新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、女性の就業者が多いサービス業、非正規雇用労働者を中心に雇用情勢が悪化しました。また、全国的に女性の自殺率が急増したほか、DV相談件数も増加する等、社会に大きな影響をもたらしました。

その一方で、オンラインの活用が急速に拡大し、テレワークや在宅勤務が普及する等、新しい働き方の可能性が広がりました。

(2) 国の動向

令和元（2019）年には、配偶者暴力防止法の一部改正を含む「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」が6月に公布され、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう、連携・協力すべき関係機関として児童相談所が明確化されました。また、保護の適用対象に被害者の同伴家族を含むことも明確化されました。同月、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、女性をはじめとする多様な労働者が活躍できる就業環境を整備するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、情報公表の強化、パワーハラスメント防止のための事業主の雇用管理上の措置義務等の新設、セクシャルハラスメント等の防止対策の強化等の措置を講ずることが定められました。「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則の一部を改正する省令」が12月に公布され、令和3（2021）年1月から、育児や介護を行う労働者が、子の看護休暇や介護休暇を時間単位で取得することができるようになりました。

令和2（2020）年には、「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が1月に告示され、性自認や性的指向に関するハラスメントである「SOGIハラ」や「アウトティング」もパワーハラスメントとなり、防止対策を講ずることが企業に義務付けられました。また、「第5次男女共同参画基本計画」が12月に閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」の目指すべき社会

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

令和3（2021）年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律」が6月に公布され、男性の育児休業取得促進のため、子の出生直後の時期における柔軟な育児休業の枠組みの創設等が定められました。同月、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、国及び地方公共団体は、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントへの対応をはじめとする環境整備等の施策の強化をすることとされました。また同月、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」が公布され、教職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策の推進について定められました。

令和4（2022）年には、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が5月に公布され、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、支援に関する必要な事項が定められました。市町村は基本計画の策定等が努力義務とされました。（令和6（2024）年4月施行）

令和5（2023）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」が5月に公布され、接近禁止命令の発令要件が、身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときから心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときに拡大されました（令和6（2024）年4月施行）。また、「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」が6月に公布され、同意がない性行為は犯罪になり得ることを明確にし、罪名も強制性交罪から不同意性交罪に変更されました（一部を除いて令和5（2023）年7月施行）。さらに同月、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。性的指向及び性自認の多様性に寛容な社会の実現に資することを目的としています。

（3）東京都の動向

令和元（2019）年には、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」が12月に策定されました。性的少数者（性的マイノリティ）であることを理由に差別が行われることのないよう、啓発に取り組む必要があるとされました。

令和4（2022）年には、「東京都男女平等推進総合計画」が4月に改定されました。

「東京都男女平等推進総合計画」で中心に進める3点の取り組み

- ・誰もが安心して働き続けられる社会の仕組みづくり
- ・根強い固定的性別役割分担意識等の変革
- ・男女間のあらゆる暴力の根絶に向けた多様な主体による取組

また「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が6月に一部改正、11月に施行され「東京都パートナーシップ宣誓制度」が開始されました。同じく6月、「東京都男女平等参画基本条例」が一部改正され、審議会等の委員構成にクォータ制が導入されました。いずれか一方の性の委員のみで構成することを禁じ（義務規定）、男女いずれの性も40%以上になること（努力規定）としています。女性の任用を促進するとともに、多様な性の委員に配慮することを求めています。

（4）本市の取組み

令和元（2019）年には、「武蔵野市第四次男女平等推進計画」を3月に策定しました。また、11月に「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市宣言レインボームサシノシ宣言」を市長が実施しました。

第1章 計画の策定にあたって

令和2（2020）年には、「武蔵野市第六期長期計画」を4月に策定しました。「多様性を認め合い尊重し合う平和な社会の構築」を基本施策の一つとし、「多様性を認め合う社会の構築及び男女平等の推進」と「パートナーシップ制度の検討」を実行計画事業としました。

令和3（2021）年には、「武蔵野市男女平等推進に関する条例」の一部を9月に改正しました。

令和4（2022）年には、「武蔵野市パートナーシップ制度」を4月に開始しました。また、8月～9月に「男女平等に関する意識調査」を実施しました。11月には、東京都と「パートナーシップ宣誓制度に関する基本協定」を締結し、武蔵野市と東京都でパートナーシップ制度の証明書等の相互活用を開始しました。

令和5（2023）年には「武蔵野市男女平等に関する意識調査報告書」を3月に発行しました。

2 計画の位置づけ

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第9条に基づく計画
- (2) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」
- (3) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」
- (4) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」
- (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（困難女性支援法）第8条第3項に基づく「市町村基本計画」

3 計画の性格

- ・国の「第5次男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえて策定します。
- ・市の第六期長期計画や第六期長期計画・調整計画や子どもプラン武蔵野その他の関連する分野別計画との整合性を図り、武蔵野市第四次男女平等推進計画を引き継ぎます。
- ・「武蔵野市男女平等推進審議会」の意見を尊重するとともに、これまでの計画の推進状況や課題を整理し、市民意識調査の結果やパブリックコメントによる市民参加のもとに策定します。

4 計画の期間

計画の期間は、令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

第1章 計画の策定にあたって

第2章

施策の展開

1 計画の目指す将来像

本計画の目指す将来像を次のとおりとします。

すべての人が、互いに人権を尊重し、
性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、
生涯にわたり、いきいきとくらせるまちを目指します。

2 計画の基本理念

「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第3条に規定する基本理念を計画の基本理念（根底にある根本的な考え方）とします。

- (1) 人権の尊重
- (2) 固定的な性別役割分担意識から自由になること
- (3) 立案・意思決定の場への平等な参画
- (4) ワーク・ライフ・バランスの実現
- (5) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重
- (6) 国際的な取組への理解
- (7) 特に困難な状況にある人などへの支援
- (8) 教育や学習の場における意識や態度の形成

3 計画の基本目標

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

男女平等社会の実現のためには、すべての市民が、性別等にかかわらず個人を尊重する男女平等の意識を持ち、自分らしい生き方や働き方を柔軟に選択できる仕組みづくりが重要です。

そのため、男女平等推進の拠点施設である男女平等推進センター「ヒューマンあい」を中心に、生涯を通じて男女平等について学び、参画できる場の提供を行います。また、男女平等のみならず性の多様性を含め、それぞれの性を理解し尊重する意識づくりをするためには、子どもの頃からの教育が大切であり、これまで培ってきた人権を尊重し生きる力をはぐくむ武蔵野市の教育を、より一層推進します。

重点
施策

- I-1-(1) 男女平等の意識啓発
- I-3-(1) 性の多様性に関する理解の促進

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら、仕事や家庭生活における責任を果たすためには、子育て期や中高年期等ライフステージに応じて多様な生き方が選択・実現できる社会を目指し、家庭・地域・事業者等と協働し環境の整備を図る必要があります。

職場における女性の活躍を進めることにより、新しい発想による新たな価値や社会的な変化を促すことも期待されます。一方で、男性の子育てや介護等家庭生活への関わりや地域活動への参画を促進し、男女それぞれの能力や状況に応じて仕事と生活の調和を図るための支援が必要となっています。

そのため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の普及・啓発に努め、市内の事業者と協働しながら、働きやすい職場づくりや、男性の家庭・地域活動への参画促進を図ります。また、女性の再就職支援や起業支援、政策・方針決定の場や地域活動・防災活動の場における女性の参画等、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

重点
施策

- Ⅱ-1-(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発
- Ⅱ-3-(1) 子育て支援施策の充実
- Ⅱ-4-(1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

配偶者や交際相手からの暴力（DV、デートDV）や性に関するハラスメント、ストーカ行爲等は、犯罪となる行爲をも含む重大な人権侵害であり、男女平等社会の実現を著しく妨げるものです。そのため、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の安全確保と自立に向けた切れ目のない支援を総合的・体系的に取り組むとともに、その他の暴力の防止と被害者支援に取り組んでいきます。

また、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援するための体制を整備し、支援に取り組みます。

女性であることに加えて複合的な困難を抱えている人や、性的マイノリティであることにより困難を抱えている人に対しては、よりきめ細かな支援が必要との認識に立って支援を行います。

個人の自己決定権や権利としての健康が生涯にわたり保障されるよう、必要な支援を行います。

重点 施策

- Ⅲ-1-(2) 相談事業の充実
- Ⅲ-3-(2) 推進体制の整備
- Ⅲ-4-(1) ひとり親家庭等への支援
- Ⅲ-5-(2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

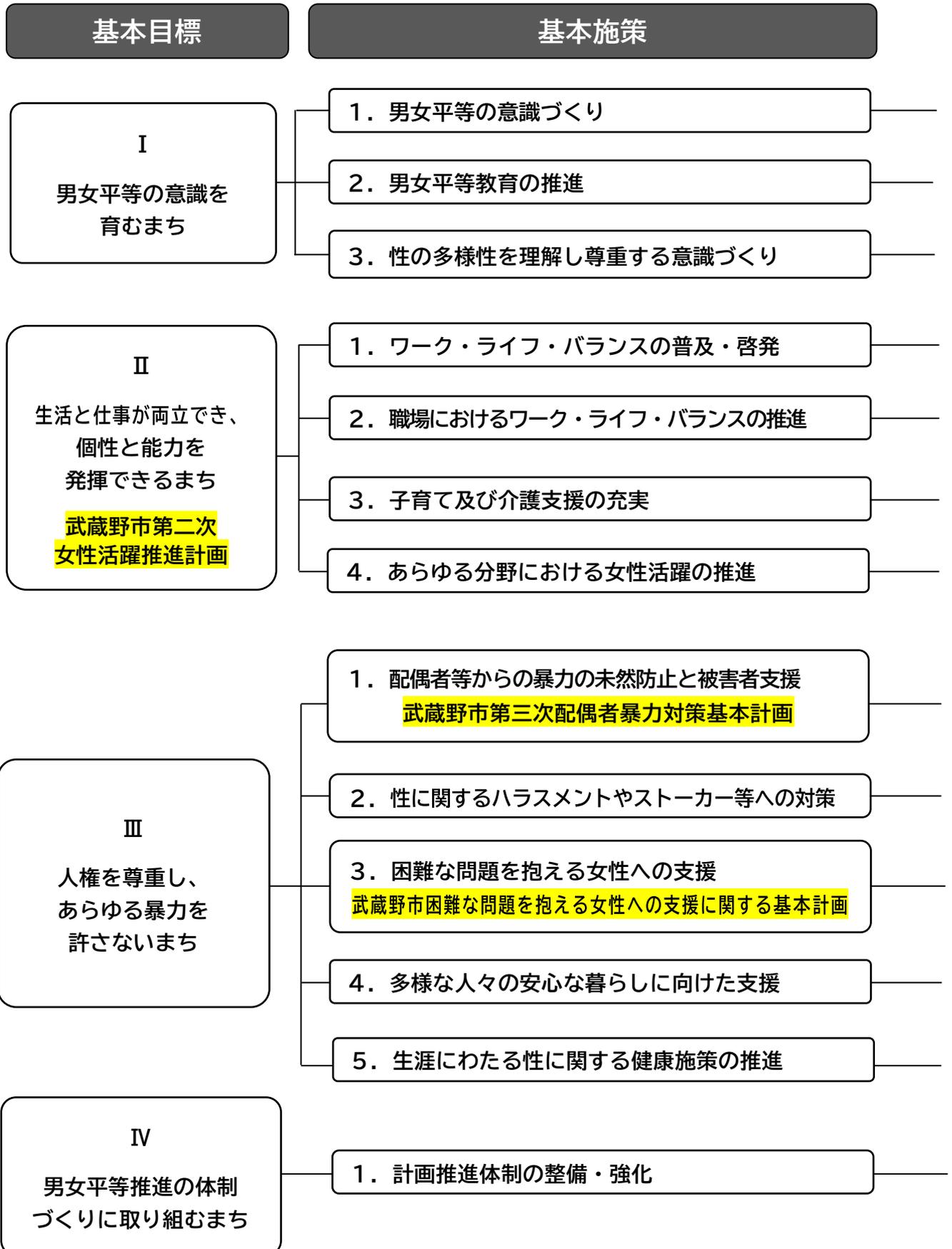
男女平等社会の実現に向けて、「男女平等推進条例」に基づき、総合的・計画的に施策を推進する必要があります。また、本計画期間中に「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えます。これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行います。

「男女平等推進条例」の周知・活用に努め、男女平等推進センター「ヒューマンあい」では、市民との協働・参画を推進し、市民団体を支援するとともに、計画の推進体制を整備・強化します。

重点 施策

- Ⅳ-1-(4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

4 計画の体系



施策(★は重点施策)

- (1) 男女平等の意識啓発 ★
- (2) 男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

- (1) 男女平等の視点に立った教育の推進

- (1) 性の多様性に関する理解の促進 ★

- (1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発 ★
- (2) 男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

- (1) 地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進
- (2) ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組み

- (1) 子育て支援施策の充実 ★
- (2) 介護支援施策の充実

- (1) 政策・方針決定の場への女性の参画促進 ★
- (2) 女性の再就職支援・起業支援
- (3) 女性の地域活動・防災活動への参画促進

- (1) 暴力の未然防止と早期発見
- (2) 相談事業の充実 ★
- (3) 安全の確保
- (4) 自立支援
- (5) 推進体制の整備

- (1) 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

- (1) 支援に関する周知及び啓発
- (2) 推進体制の整備 ★

- (1) ひとり親家庭等への支援 ★
- (2) 高齢者・障害者・ひきこもりの方への支援
- (3) 性的マイノリティ等への支援

- (1) 各種健康診断の充実
- (2) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する啓発 ★

- (1) 「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進
- (2) 市民参加による男女平等の推進
- (3) 庁内推進体制の整備
- (4) 男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実 ★
- (5) 男女平等推進情報誌等の発行と周知

第2章 施策の展開

第3章

基本目標ごとの 基本施策・事業計画

計画書における表記について

【区分欄】

「継続」 : すでに実施している事業で、レベルを落とすことなく推進する事業

「充実」 : すでに実施している事業で、計画期間内で内容を充実させる事業

「新規」 : 今回の計画で新たに取り組む事業

【対象者欄】

「市民」 : 市民向け事業

「事業者等」 : 事業者等向け事業

「市」 : 市役所内の取組み

基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

基本施策1 男女平等の意識づくり

現状と課題

本市では、男女平等の意識づくりのため、男女平等推進情報誌「まなこ」の発行や、図書館における関連図書展示等を通じて情報提供を行ってきました。また、男女共同参画週間に合わせて講演会等を実施する男女共同参画フォーラムを開催しています。

令和4（2022）年度に実施した「武蔵野市男女平等に関する意識調査」（以下、「意識調査」という。）によると、男女の地位の平等感についての質問に対し、「男女の地位は平等になっている」という回答が最も多いのは「学校教育の場で」4割程度、次いで、「地域社会（町会、自治会など）で」、「家庭生活の場で」、「法律や制度の上で」となっています。「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合計した男性優遇側の回答は、「政治の場で」「社会通念・習慣・しきたりなどで」が8割、「社会全体で」、「職場で」、「法律や制度の上で」で5割を超えています（図表Ⅰ－1）。「家庭生活の場で」で「男女の地位は平等になっている」と回答したのは、男性（34.1%）が女性（17.9%）を大きく上回っています。また、同調査において「夫は働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに対する意見を聞くと、男女ともに反対意見が6割を超え、平成29（2017）年に実施した調査結果よりも2割程度増えています。

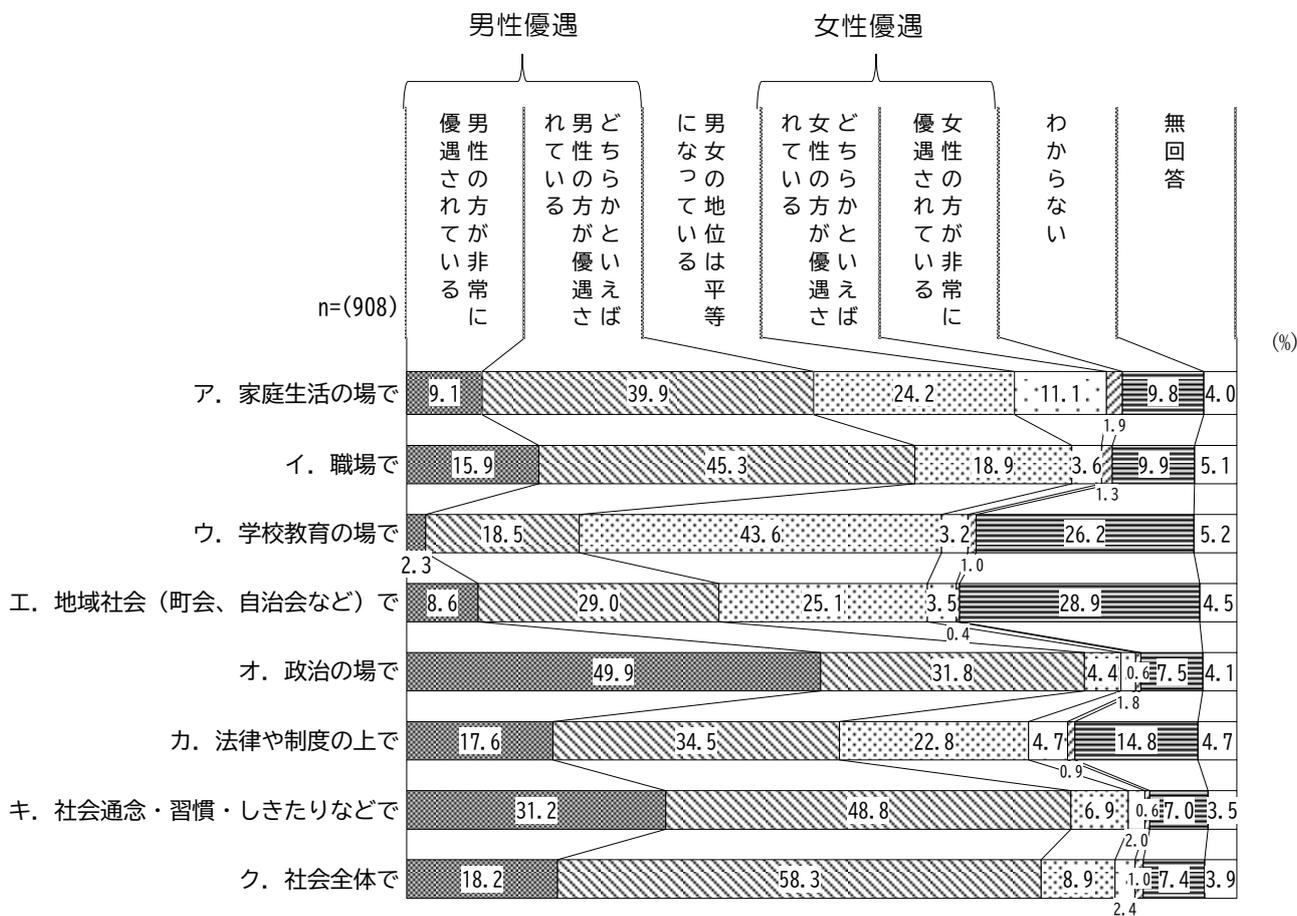
性別等による固定的役割分担意識を持つ人は減ってきたとも考えられる一方で、男女の地位の平等感としては、様々な場面で男性が優遇されていると考える人が多く、平等だと感じている人は多くありません。引き続き男女平等の意識啓発を行っていく必要があります。

施策の方向性

男女平等の意識を醸成するため、男女平等に関する多様な学びの機会を提供するほか、男女平等推進情報誌「まなこ」の効果的なあり方を検討する等、男女平等の意識啓発に取り組みます。

各種メディアで発信される情報のなかには、固定的な性別役割分担や人権侵害につながる表現等も存在します。こうした表現について、男女平等の視点から情報を主体的に読み解き、発信する能力を身に付けていけるよう、学びの機会を提供する等、男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上に取り組みます。

図表Ⅰ-1 男女の地位の平等感(全体)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策（１）男女平等の意識啓発

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
1	男女平等意識の醸成のための講座や研修等の開催	男女平等意識を醸成するため、武蔵野地域五大学の協力を得て開催する講座等をはじめ、男女平等推進センター等の各種講座を開催する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター	市民	継続
2	男女共同参画週間事業の実施	男女平等推進センター企画運営委員会が中心となり、関係団体や市民と協働して男女平等社会実現のための週間事業を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
3	国際的理解を深めるための取組み	世界各国の女性の地位向上に関する取組みを周知する等、啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
4	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置する等啓発に努める。	図書館	市民	継続
5	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知	第五次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げる。また、男女平等を推進するための情報誌として、より効果的な発行のあり方や発行方法について検討する。	男女平等推進センター	市民	継続

施策（２）男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーの向上

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
6	男女平等の視点に立ったメディア・リテラシーを高めるための講座や教育の実施	武蔵野地域五大学等の協力を得て、講座や情報発信を行うほか、公立学校においては、デジタル・シティズンシップの育成を図る取組みを推進する。	生涯学習スポーツ課 男女平等推進センター 指導課	市民	継続
7	市の刊行物等における表現を適切に行うための取組み	市が発行する刊行物等について、「男女平等の視点に立った市刊行物等の表現の手引き」を活用し、人権尊重、男女平等の視点から適切な表現をするよう努める。	秘書広報課 男女平等推進センター	市	充実

基本施策2 男女平等教育の推進

現状と課題

本市では、これまで市立小学校、中学校における人権教育を中心に、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進するとともに、個性の尊重や男女平等の視点から生活指導や進路指導を図っています。また、教員に対しては、男女平等について理解を深めるため、研修を実施しています。

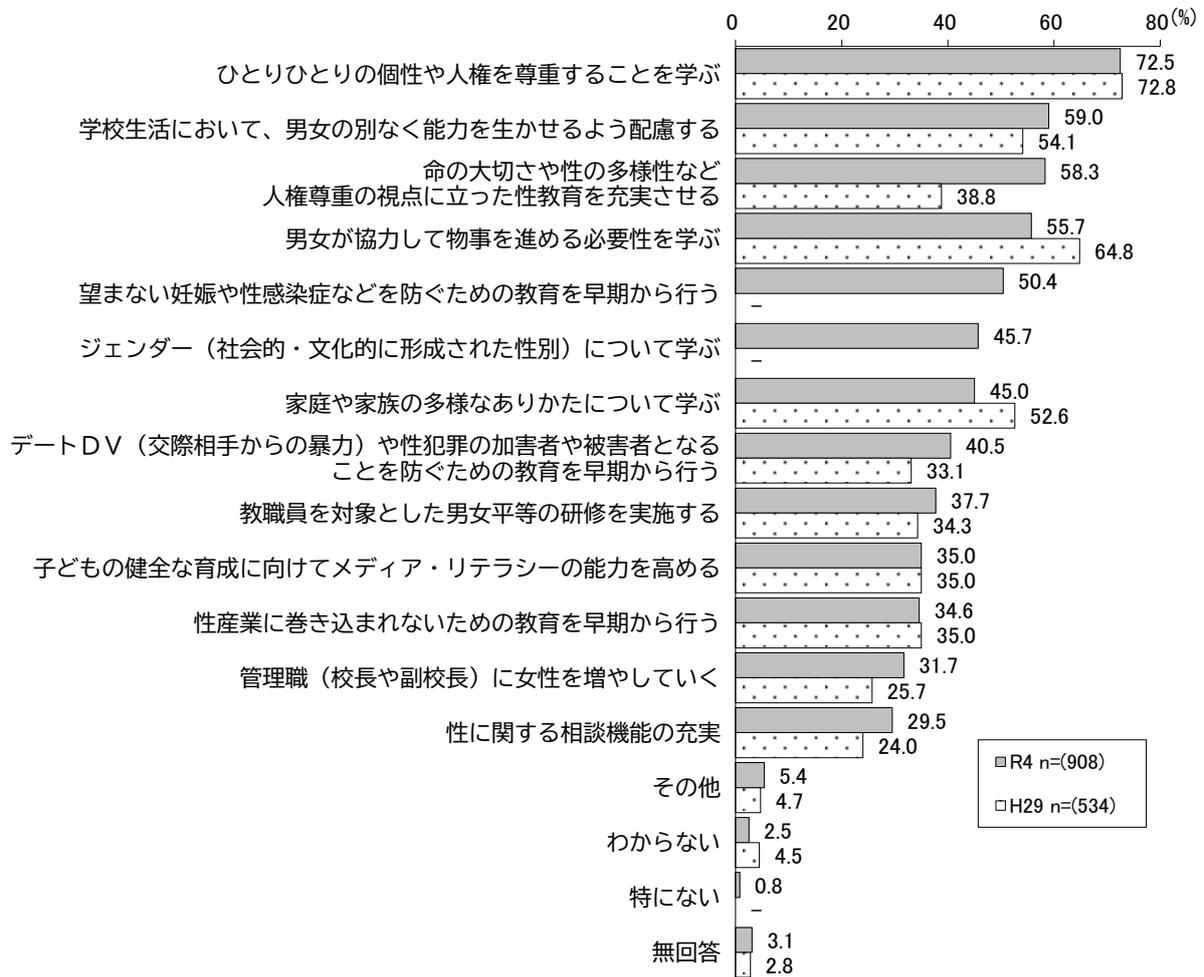
意識調査によると、男女平等の意識を育てるために学校教育で特に必要だと思う取組みとして、「ひとりひとりの個性や人権を尊重することを学ぶ」が最も多く、「学校生活において、男女の別なく能力を生かせるよう配慮する」、「命の大切さや性の多様性など人権尊重の視点に立った性教育を充実させる」と続いています。(図表Ⅰ-2)同調査で、男女平等社会を実現するために市の施策に望むことについて尋ねると、「学校での男女平等意識を育てる教育の推進」を選んだ人は4割を超え、2番目に多い回答でした。

男女平等社会の実現に向けて、男女平等意識を育てる教育の推進は重要であり、命の大切さや性の多様性等人権尊重の視点に立った性教育の内容の充実や外部講師により学ぶ機会を設けることも必要です。また、学校の決まりやルール等が男女平等や性の多様性の観点から適切であるように常に留意し、必要に応じて内容を見直していくことも重要です。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性別等にかかわらず、個人を尊重する意識を持った児童・生徒を育成し、その個性と能力を伸ばすことができるよう、人権教育の観点から児童・生徒の発達状況に応じた男女平等教育を行います。また、子育て関連施設や学校の求めに応じて男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等に関する出前講座を実施する等、男女平等の視点に立った教育の推進を図ります。

図表Ⅰ-2 男女平等の意識を育てるために学校教育で特に必要な取り組み(経年比較)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）男女平等の視点に立った教育の推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
8	男女平等教育の推進	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。また、学校の決まりやルールが男女平等や性の多様性の観点から適切であるように努める。	指導課	市民	継続
9	人権教育の充実を図る研修の実施	市人権教育推進委員会を開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	指導課	市	継続
10	生活指導や進路指導の充実とキャリア教育の推進	生活指導や進路指導における人権教育推進上の課題について理解と認識を深める。取組みの充実を図る。多様な生き方を主体的に考えられるよう、キャリア教育を推進する。	指導課	市民	継続
11	発達の段階や子どもの実態に応じた性に関する指導の実施	保育の中で自分の体の大切さを伝える取組みを行う。小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	子ども育成課 指導課	市民	充実
12	男女平等の視点に立った教育のための出前講座	市内の学校や保育施設等の協力を得て、男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等をテーマに出前講座を実施する。	男女平等推進センター	市民 事業者等	新規

基本施策3 性の多様性を理解し尊重する意識づくり

現状と課題

本市では、性の多様性に関する講座の開催や情報提供を行い、理解促進を図るとともに、令和4（2022）年度からは武蔵野市パートナーシップ制度を開始し、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮して、生涯にわたり、いきいきと暮らせるまちの実現を目指し様々な施策を実施してきました。また、学校教育においては、子どもたちのニーズに基づいた個別対応を行ってきました。

意識調査によると、自身の性別や恋愛感情への違和感・悩みがある人は全体の3.3%となっています。同調査では、男性同士、女性同士の同性婚であってもよいという考え方に全体の6割程度の人が賛成しています。また、性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策は、「学校における性の多様性を理解するための教育」が最も多く、次いで「性別にかかわらず利用できる施設・設備（トイレ・更衣室など）を整備する」、「パートナーシップ制度の普及」、「行政職員や教職員の意識啓発」と続いています（図表Ⅰ-3）。

性の多様性に関する理解は進んできていると考えられますが、引き続き、行政職員や教職員の意識啓発のための研修等を行うほか、広く市民に向けてや、学校において、理解促進に向けた取組みを推進する必要があります。

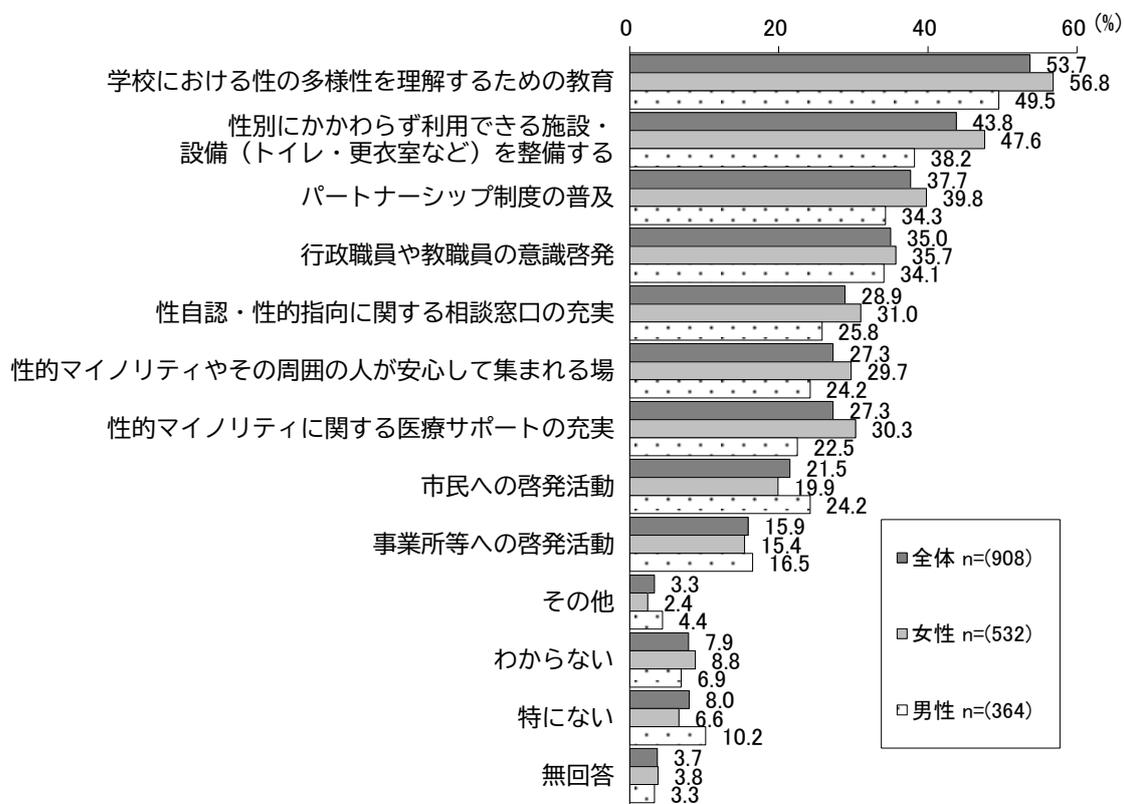
そのため、学校において決まりやルール等が男女平等や性の多様性の観点から適切であるように常に留意し、必要に応じて内容を見直すことが大切です。

施策の方向性

公立の学校教育においては、性の多様性に関する正しい理解を深め、それぞれの性を尊重することができるよう、人権教育を推進していきます。市と市民、事業者等に向けては、人権尊重の立場から理解を深めるための講座や研修等を実施します。

第3章 基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち

図表Ⅰ-3 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）性の多様性に関する理解の促進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
13	多様な性に関する情報発信及び啓発	情報発信及び啓発（講座の開催・情報誌発行・SNSの活用等）を行い理解促進を図る。	男女平等推進センター	市民 事業者等	継続
14	人権週間における取組み	人権週間に、性の多様性に関する講演会や図書展示等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
15	性の多様性の理解に向けた取組み	「性の多様性理解のための職員ガイドブック」を活用し、理解促進のための職員研修等を実施する。	男女平等推進センター 人事課	市	充実
16	男女平等教育の推進（事業8再掲）	道徳教育、人権教育を中心として、子どもたちに対して、男女が互いに理解、協力し、高め合う教育を推進する。また、学校の決まりやルールが男女平等や性の多様性の観点から適切であるように努める。	指導課	市民	継続
17	人権教育の充実を図る研修の実施（事業9再掲）	市人権教育推進委員会を開催し、引き続き、研修を行っていく。児童・生徒への人権尊重・男女平等教育についての指導の在り方等、市内教員の理解を深める。	指導課	市	継続

基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

基本施策1 ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

現状と課題

市民一人ひとりが、仕事や家庭、地域での活動のバランスをとりながら、やりがいや生きがいを実現することは、男女を問わず重要です。そのため、本市では、これまでに講演会、男女平等推進情報誌「まなこ」等を通じて市民に情報を提供し、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発に努めてきました。

意識調査によると、ワーク・ライフ・バランスの理想としては、全体で『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先したい人が36.7%と最も多い一方で、現実で『「仕事」、「家庭生活」、「個人の生活」すべて』を優先している人は7.6%となっています。また、平成29(2017)年度の調査に比べ、仕事を優先する人は減り、家庭を優先する人が増えている等一定の前向きな変化が見られますが、現実の傾向としては『「仕事」を優先』している人が24.7%、『「家庭生活」を優先』している人が18.6%となっており、一方で希望している人はそれぞれ1.2%、6.9%と、いずれも理想と現実には大きな差が生じています。(図表Ⅱ-1、2)

日頃の生活についてみると、育児・介護・家事の従事率は、男性が女性より低くなっています。また、職業以外の活動への参加率も男性が女性よりも低くなっています。男性が家事等に参加するためには、「夫婦や家族でコミュニケーションをよくとる」、「長時間労働の是正や在宅勤務など多様な働き方ができる」があげられています。

引き続き男性の子育て・介護・家事や職業以外の活動への共同参画を促進する、より積極的な啓発を行う等、ワーク・ライフ・バランスに関する意識の啓発を続けていく必要があります。また、労働者が主体的に能力の向上やキャリアの形成に取り組むことで、自らが希望するライフスタイルの実現が図れるよう、事業者や労働者の支援を行うことも必要です。

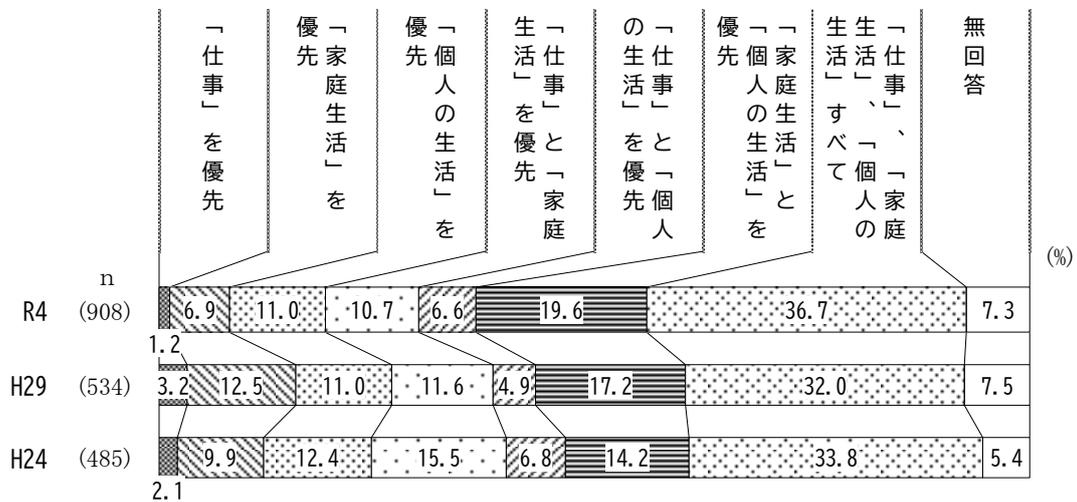
施策の方向性

仕事と生活の調和が実現した社会を目指して、市民に向けた講演会の実施や、市民や事業者への情報提供等を行い、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発を行います。

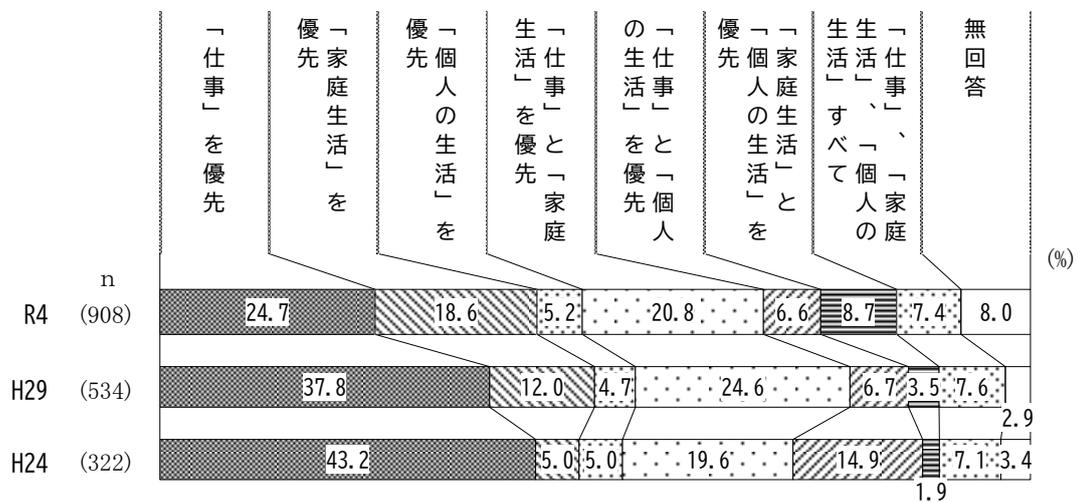
各世代の男性がライフステージに応じ、その個性と能力を生かすことができるように男性向け講座の実施や男性の地域参加へのきっかけづくり等を支援するなど、男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進を図ります。

第3章 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

図表Ⅱ－1 仕事、家庭生活、個人の生活の理想の優先度(経年比較)



図表Ⅱ－2 仕事、家庭生活、個人の生活の現実の優先度(経年比較)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

第3章 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

施策（１）ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた普及・啓発

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
18	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講演会や情報提供の実施	ワーク・ライフ・バランス実現に向けた理解を深めるため、講演会や情報提供等を実施する。	男女平等推進センター 子ども子育て支援課 産業振興課 人事課	市民 事業者等 市	継続

施策（２）男性の子育て、介護、地域活動等への参画促進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
19	男性向け講座等の実施と学習グループ等への支援	男性の子育てを支援する講座や体験学習を実施し、育児への参加を促進する。 男性 の参加が促進されるようニーズの把握を行う。	子ども家庭支援センター 児童青少年課 健康課	市民	継続
20	家族介護支援の推進	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	高齢者支援課	市民	継続
21	男性の地域参加へのきっかけづくり	男性が興味や関心に応じて地域活動に参加するために、必要な情報を提供する。男性の地域参加のきっかけとなる事業を実施する。	地域支援課 生涯学習スポーツ課 高齢者支援課 児童青少年課	市民	継続
22	男性の子育て・介護・地域活動等に関する情報提供と啓発	男性の育児・介護への参加を呼びかけ、ワーク・ライフ・バランスについての情報提供及び啓発（講座の開催・情報誌発行・SNSの活用等）を行う。	男女平等推進センター 健康課 子ども家庭支援センター	市民	充実

基本施策2 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

現状と課題

本市では、市内企業の両立支援を促進するために、男女平等の推進を評価項目に盛り込んだ総合評価方式の試行等を行うほか、モデル事業所として市職員の男性の育児休業等の取得促進を行ってきました。

意識調査によると、性別等にかかわらず働きやすくなるために必要なこととしては、「短時間勤務やテレワークなど柔軟な働き方ができる」、「育児や介護について職場の理解と協力がある」、「保育サービスの充実」が上位に挙がっています（図表Ⅱ-3）。

市内の事業所は、従業員数10人未満の事業所が7割を超えており、それらの事業所において、特性に応じて取組みが進むよう支援をしていく必要があります。

市の職員の働き方に関しては、超過勤務時間が長いことが課題となっています。

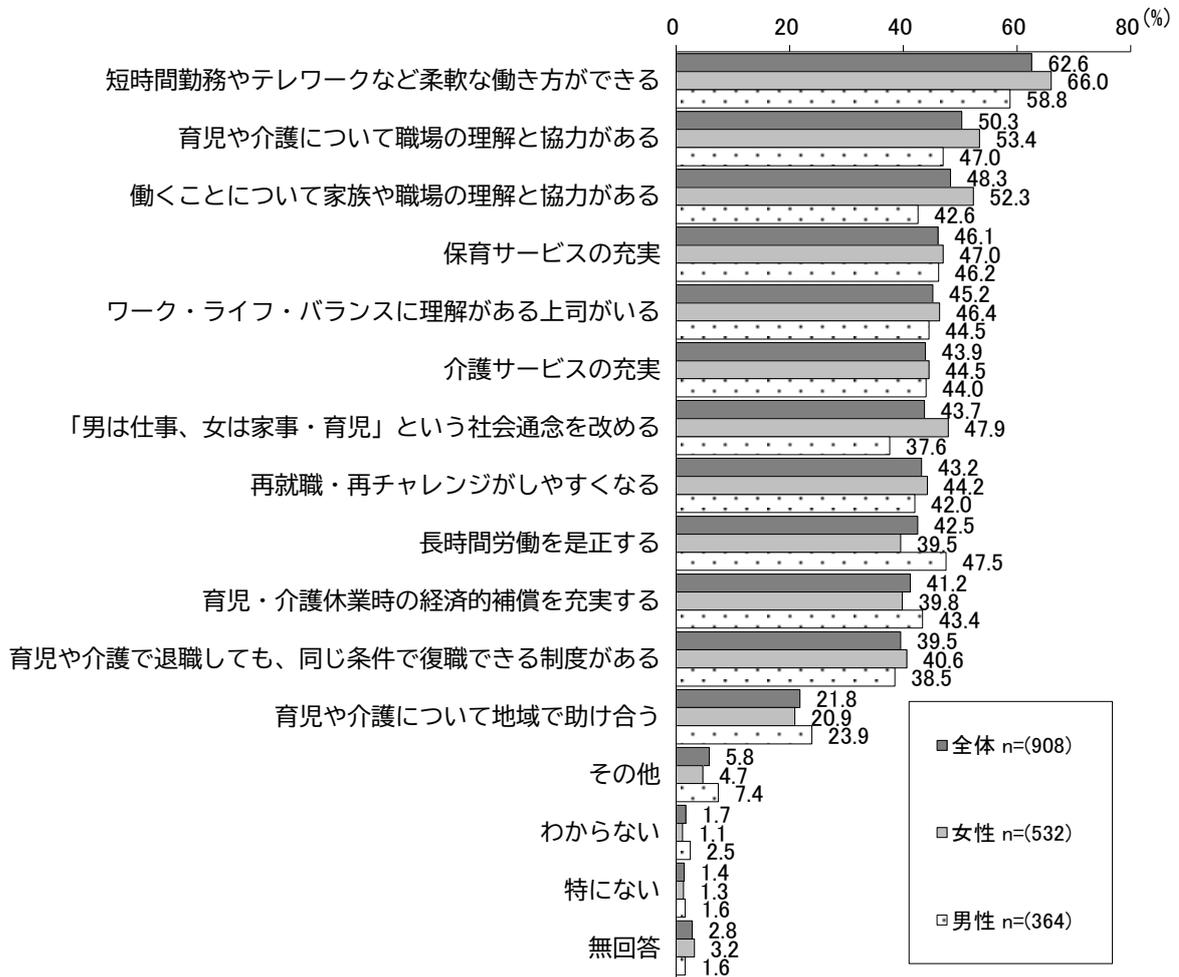
施策の方向性

ワーク・ライフ・バランスの推進について、事業者の好事例を共有する取組みを検討するほか、各種制度の情報を提供する等、武蔵野市産業振興計画とも連動して、市内企業との協働による取組みを進めます。

市は次世代育成支援対策推進法に基づく、特定事業主行動計画を策定して業務の効率化に努め、職員の超過勤務の縮減等の取組みを進める等、ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組みを推進します。

第3章 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

図表Ⅱ-3 性別にかかわらず働きやすくなるために必要なこと(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）地域企業等との協働によるワーク・ライフ・バランスの推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
23	ワーク・ライフ・バランスに関する事例紹介等の検討	他の事業者に共有できる好事例を事業者間で共有する取組み等について検討する。	産業振興課	事業者等	継続
24	育児・介護休業制度の事業者への普及の推進	育児・介護休業制度について事業者に向けた啓発や働きかけを行う。	産業振興課	事業者等	継続

施策（２）ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組み

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
25	妊娠・出産・育児・介護と仕事との両立支援	性別等にかかわらず、仕事と生活を両立できる環境整備を進めるため、男性の家事育児参画や育児休業取得等を促進するほか、制度周知や仕事復帰・両立に対する不安軽減、ワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発等を行う。	人事課	市	継続
26	年次有給休暇の取得促進や超過勤務時間の縮減	超過勤務の実態把握・分析、年次有給休暇取得促進、タイムマネジメント力向上等、働き方を見直し長時間労働を是正することにより、ワーク・ライフ・バランスの充実を図る。	人事課	市	継続
27	柔軟な働き方の検討	職員それぞれのライフステージ等に合わせた柔軟な働き方の実現に向け、働き方の選択肢を増やすため、時差勤務やテレワーク（在宅勤務）の検討・試行実施等を行う。	人事課	市	充実

基本施策3 子育て及び介護支援の充実

現状と課題

本市では、これまで子育て支援の施設や事業、高齢者福祉や介護保険サービスの充実、家族介護者の負担軽減等に努めてきました。認可保育所をはじめとした保育施設の開設により定員増を図った結果、市内待機児童数は減少し、令和2（2020）年度以降は0人を維持しています。

意識調査によると、育児を「している」人は女性が男性よりも多く、従事時間も女性では8時間以上が最も多く、男性では1時間未満と1～2時間未満が多くなっています。また、男女平等社会を実現するために市の施策に望むことは、男女ともに「保育・介護制度の充実」が最も多くなっています（図表Ⅱ-4）。同様に、コロナ禍での行動変化について、育児・介護の負担が悪化したと答えた人は女性19.2%、男性14.8%となっています。

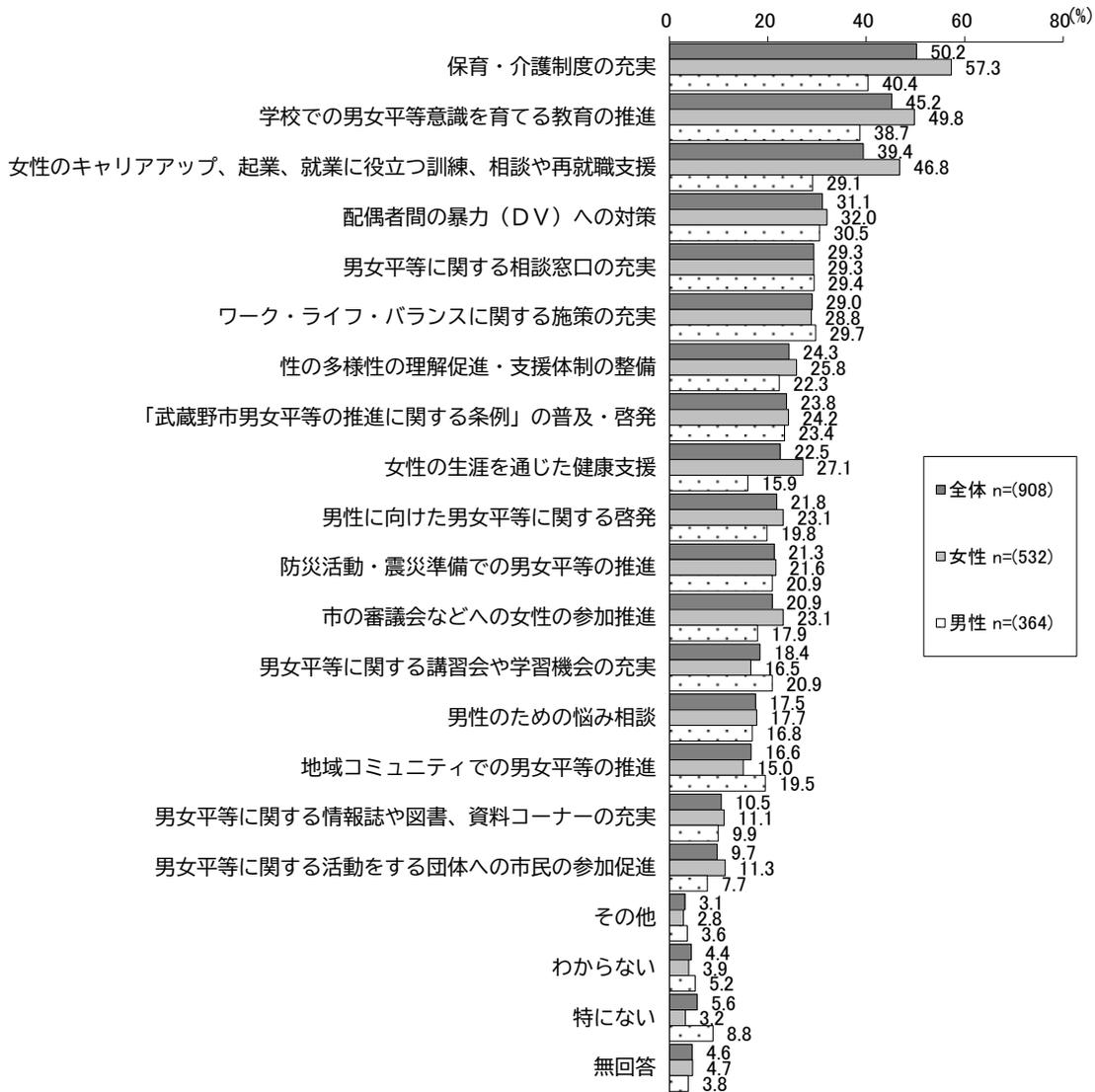
引き続き育児・介護制度の充実に取り組む必要があります。なお介護に関しては、介護人材の高齢化が課題となっています。

施策の方向性

育児をしている人も、している時間も女性の方が多いという現状があり、男女平等社会を実現するために、育児・介護制度の充実が望まれています。引き続き、子育て支援施設の整備やサービスの充実、保育所等を利用していない母親の子育てに関する悩みを解消し、孤立を防止するための支援や児童施設の機能充実等、子育て支援施策の充実に取り組みます。

「地域包括ケア人材育成センター」において、介護に関わる人材の確保と養成を一体的に行うほか、子育てと介護を同時に担う、いわゆる“ダブルケア・トリプルケア”への支援や介護離職防止のための取組みを検討する等、介護支援施策の充実を図ります。

図表Ⅱ-4 男女平等社会を実現するために市の施策に望むこと(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策（１）子育て支援施策の充実

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
28	子育て支援施設の整備	孤立しがちな子育て家庭を支援するため、親子の交流の機会を提供する施設の整備を行う。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
29	子育て支援サービスの充実	認可保育所における専門職の活用による相談事業等を実施する。	子ども育成課	市民	継続
30	地域の子育て力向上・子育て支援者の育成及び子育てに関する心身の負担の軽減	子育てひろばのスタッフ研修やボランティア育成、ファミリー・サポート・センターにおけるサポート会員の養成を行い、施設や団体・関係機関等のネットワークによる連携を図る。また、産前・産後の体調不良等のために家事育児が困難な妊産婦のいる家庭へヘルパーを派遣し、家事援助を行う。	子ども家庭支援センター	市民	継続
31	子ども家庭支援センター事業の機能の充実	子どもとその家庭に関するあらゆる相談を受け、子育てに関する情報提供や支援を行う。	子ども家庭支援センター	市民事業者等	継続
32	病児・病後児保育の拡充	病児・病後児をはじめとする様々な保育ニーズへの対応を推進する。	子ども育成課	市民	継続
33	保育の質の向上に向けた取組みの推進と希望する保育施設へ入所できる環境の整備	施設の取組みに対する総合的な支援等により保育の水準を高めるとともに、各保育施設内の利用定員の調整を含め、希望する保育施設へ入所できる環境の整備を進める。	子ども育成課	市民	新規
34	児童施設の機能の充実	地域子ども館（あそべえ・学童クラブ）等で子どもたちが安全に過ごせるように、環境や施設の整備により地域での子育て支援の機能を充実させる。	児童青少年課	市民	継続
35	障害児の放課後対策の充実	障害児を対象とした放課後等デイサービス事業所等の参入を促進して基盤整備を図る。	障害者福祉課	事業者等	継続

施策（２）介護支援施策の充実

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
36	介護に関わる人材の確保と養成	総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護人材・福祉人材の発掘・養成、質の向上、相談受付・情報提供、事業所・団体支援までを一体的に行っていく。介護職・看護職Ｒｅスタート支援金を継続して実施する。	地域支援課 高齢者支援課 障害者福祉課	事業者等	継続
37	介護に関わる相談体制と情報提供の充実	サービス相談調整専門員の一層の活用を図る。認知症相談や在宅介護・地域包括支援センター等窓口をさらに周知するとともに、24時間365日の相談体制を継続していく。	高齢者支援課	市民	継続
38	ダブルケア・トリプルケアへの支援や介護離職防止のための取組みの検討	子と親、子と自分の親と配偶者の親等、複数の家族に対する介護の担い手を支えるための取組みを検討する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民	継続
39	家族介護支援の推進（事業20再掲）	介護の知識や対応方法が得られる講座や、相談・情報交換の機会を提供し、精神面と介護の負担軽減の面から家族介護者を支援する。	高齢者支援課	市民	継続

基本施策4 あらゆる分野における女性活躍の推進

現状と課題

【政策・方針決定の場への女性の参画】

本市では、審議会等における女性委員の割合を高めるよう各課に働きかけてきました。令和5（2023）年4月1日現在、女性の割合は行政委員会で35.5%、付属機関で34.4%、その他要綱等で設置しているものでは56.0%であり、いずれも都内市合計より高い割合です（図表Ⅱ-5）。また、女性の職員や教員の活躍を推進するため、女性活躍研修や管理職試験の受験奨励を行ってきました。市職員の管理職に占める女性の割合は、令和5（2023）年4月1日現在、13.8%となっており、都内市部の平均（18.0%）を下回っています（図表Ⅱ-6）。政策・方針決定の場への女性の参画促進に向けて、審議会等における女性委員の割合や、職員の管理職に占める女性の割合を高める取組みを一層進めていく必要があります。

【女性の再就職支援・起業支援】

本市では、これまでハローワーク等と連携し、女性の就職・再就職支援や起業に関する情報提供や相談会開催等の取組みを行ってきました。武蔵野市の女性の労働力率について、令和2（2020）年と平成27（2015）年を比較すると、すべての年齢階級で上昇しています。また、25歳～34歳が底となる「M字カーブ」はほぼ見られなくなっています（図表Ⅱ-7）。意識調査では、「再就職・再チャレンジがしやすくなる」ことが性別にかかわらず働きやすくなるために必要であるとの回答が平成29（2017）年の調査よりも大きく増えています。引き続き就職・再就職を支援する取組みを推進していく必要があります。

【女性の地域活動・防災活動への参画】

本市では、地域コミュニティにおいて多くの女性が活躍しています。地域防災においては、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きを作成する等の取組みを進めてきましたが、本市の防災会議における女性委員の割合は、令和5（2023）年4月1日現在で17.9%であり、さらなる女性の参画が望まれます。意識調査で「避難所で性別に応じてプライバシーが確保できるようにすること」が重要との回答は、女性は約8割、男性は約6割と違いが見られます。防災活動における女性の参画を促進し、実際に避難所を開設した他自治体の経験等にも学びながら多様な視点で災害対策を進める必要があります。

施策の方向性

審議会等の委員の女性割合や市職員や教員における指導的な地位に占める女性の割合を高める取組みを進め、政策・方針決定の場への女性の参画の促進を図ります。

就職・再就職に関する情報提供や相談会の開催、スキルを身につけるための講座等の情報を提供する等、女性の再就職支援・起業支援を行います。

性別等にかかわらず地域活動に主体的・積極的に参画できるよう啓発等を行うほか、女性の視点を取り入れた地域防災を進めるため地域防災への女性の参画を進める等、女性の地域活動・防災活動への参画促進を図ります。

第3章 基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を発揮できるまち

図表Ⅱ－5 委員会・審議会等への女性の参画状況

	地方自治法（第202条の3） に定める審議会※1			地方自治法（第180条の5） に定める委員会※2			その他審議会等		
	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合	委員総数	女性委員数	割合
武蔵野市	616人	212人	34.4%	31人	11人	35.5%	1,094人	613人	56.0%
東京都 特別区合計	15,318人	4,620人	30.2%	383人	87人	22.7%	18,129人	6,451人	35.6%
東京都 市合計	12,785人	4,032人	31.5%	776人	132人	17.0%	11,709人	4,673人	39.9%
東京都	1,279人	550人	43.0%	96人	24人	25.0%	1,409人	543人	38.5%

- ※1 第二〇二条の三
1 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。
- ※2 第一八〇条の五
1 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。
一 教育委員会
二 選挙管理委員会
三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
四 監査委員
3 第一項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより市町村に置かなければならない委員会は、左の通りである。
一 農業委員会
二 固定資産評価審査委員会
- ※3 武蔵野市の「地方自治法（第202条の3）に定める審議会」と「その他審議会等」における委員総数と女性委員数は、武蔵野市のデータに基づく。

資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」（令和5（2023）年度）
（令和5（2023）年4月1日現在。東京都は令和4（2022）年4月1日現在）

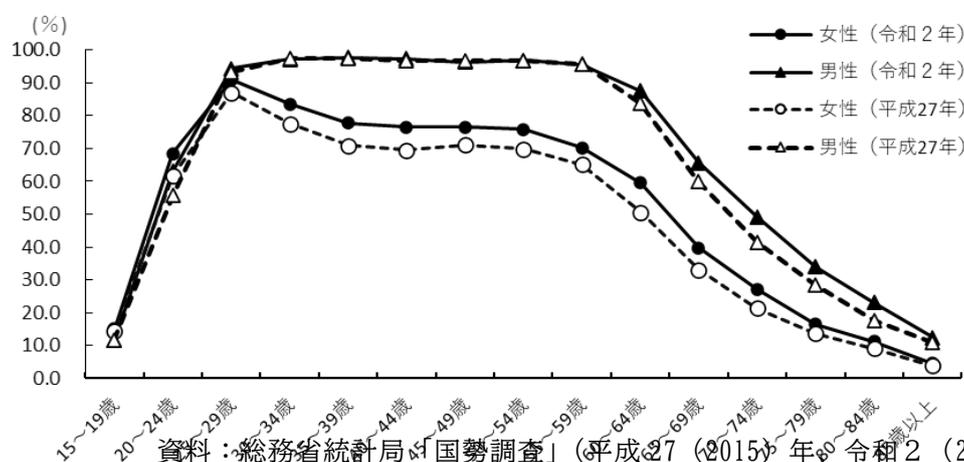
図表Ⅱ－6 庁内管理職※4に占める女性職員の割合（武蔵野市、特別区、市、東京都）

	武蔵野市	特別区	市	東京都
管理職総数	109人	2,432人	2,633人	3,490人
うち女性	15人	428人	475人	715人
女性の占める割合	13.8%	17.6%	18.0%	20.5%

※1 係長級は含まない。

資料：東京都生活文化局「区市町村の男女平等参画推進状況」（令和5（2023）年度）
（武蔵野市、特別区、市は令和5（2023）年4月1日現在。東京都は令和4（2022）年4月1日現在）

図表Ⅱ－7 15歳以上の年齢階級別の労働力率の推移（武蔵野市）（性別）



施策（１）政策・方針決定の場への女性の参画促進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
40	市役所内の審議会等における女性委員の割合の向上	市が設置する各種委員会の委員構成を男女いずれの性も40%以上とするよう女性委員の参画を促進する。		市	継続
41	女性職員の活躍の推進	女性職員のキャリア形成を支援するため、キャリアロスの防止や環境整備を進め、管理職挑戦への動機付けとなるよう、女性活躍に関する研修や講演会の実施、効率的に働くためのノウハウ共有、マネジメント力向上を支援する。	人事課	市	充実
42	女性教員の管理職試験受験の推奨	女性教員の管理職選考の受験を推奨する。	指導課	市	継続

施策（２）女性の再就職支援・起業支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
43	就職・再就職に関する情報収集・提供やキャリア形成支援	女性の就職や再就職について、ハローワーク・東京しごとセンターと連携し、就職に関する情報やスキルを身につけるための講座等の情報を提供するほか、相談会の開催を検討する。	産業振興課 男女平等推進センター	市民	継続
44	地域に根ざした起業・就労・地域支援に関する情報の提供や育成支援	起業や就労支援に資する地元企業やNPO等による市民活動についての情報提供のほか、市が実施する融資あっせんや事業費補助等の支援を行う。総合的な人材確保・養成機関である「地域包括ケア人材育成センター」において、介護サービス事業者及び障害福祉サービス事業者の求人情報を提供する。	産業振興課 市民活動推進課 地域支援課	市民 事業者等	継続

施策（3）女性の地域活動・防災活動への参画促進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
45	地域における男女平等に関する啓発・情報提供	コミュニティ等において、性別等にかかわらず、主体的・積極的に参画できるよう、男女平等に関する啓発・情報提供を行う。	市民活動推進課	市民	新規
46	地域防災への女性の参画	避難所の運営等における男女平等の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営手引きの作成や訓練を実施する。	防災課	市	継続

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

基本施策1 配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援

現状と課題

本市では、11月12日～25日（25日は「女性に対する暴力国際撤廃日」）の「女性に対する暴力をなくす運動」期間における暴力防止に関する様々な啓発活動のほか、デートDV防止出前講座、相談事業等を実施してきました。また、庁内連携体制の構築や市職員への研修、被害者の情報保護を目的とした住民情報系システムの改善等にも取り組んできました。

東京都福祉保健局によると、都内における配偶者暴力相談等件数は、過去10年間、増加傾向であり、ピークは令和2（2020）年度61,057件となっています。

令和4（2022）年の意識調査では平成29（2017）年の調査に比べて、親密な間柄で起きる行動について、それが暴力にあたると思うかとの問いに、「暴力にあたると思う」と答える人が増えており、同時に、暴力被害の経験があると答える人も増えています。ある行為が暴力に当たると認識することによって実際にその行為を受けたときに暴力の被害を受けたと認識することにつながっていると考えられます。

どこか（誰か）に相談をしたかについては、「相談した」人は全体で2割弱に留まっています。配偶者間での暴力（DV）やデートDVの対策や防止のために必要な施策については、「被害者の自立支援を行う」との回答が最も多くなっています（図表Ⅲ-2）。

引き続き、親しい間柄でも暴力は人権侵害であるとの意識を啓発し、暴力の未然防止と早期発見に取り組んでいく必要があります。相談窓口の周知を含め、相談事業の充実に取り組む必要があります。その上で、DVの被害者の安全を確保し、自立を支援するため、庁内の関係部署や関係機関等と連携を図り、配偶者等からの暴力の未然防止と被害者支援に取り組むことが大切です。

施策の方向性

配偶者等からの暴力を許さない社会づくりに向け、女性に対する暴力をなくす運動やデートDV防止等の講座を実施し、身体的暴力だけでなく精神的な暴力もDVにあたるとの認識を広める等、暴力の未然防止と早期発見に取り組みます。

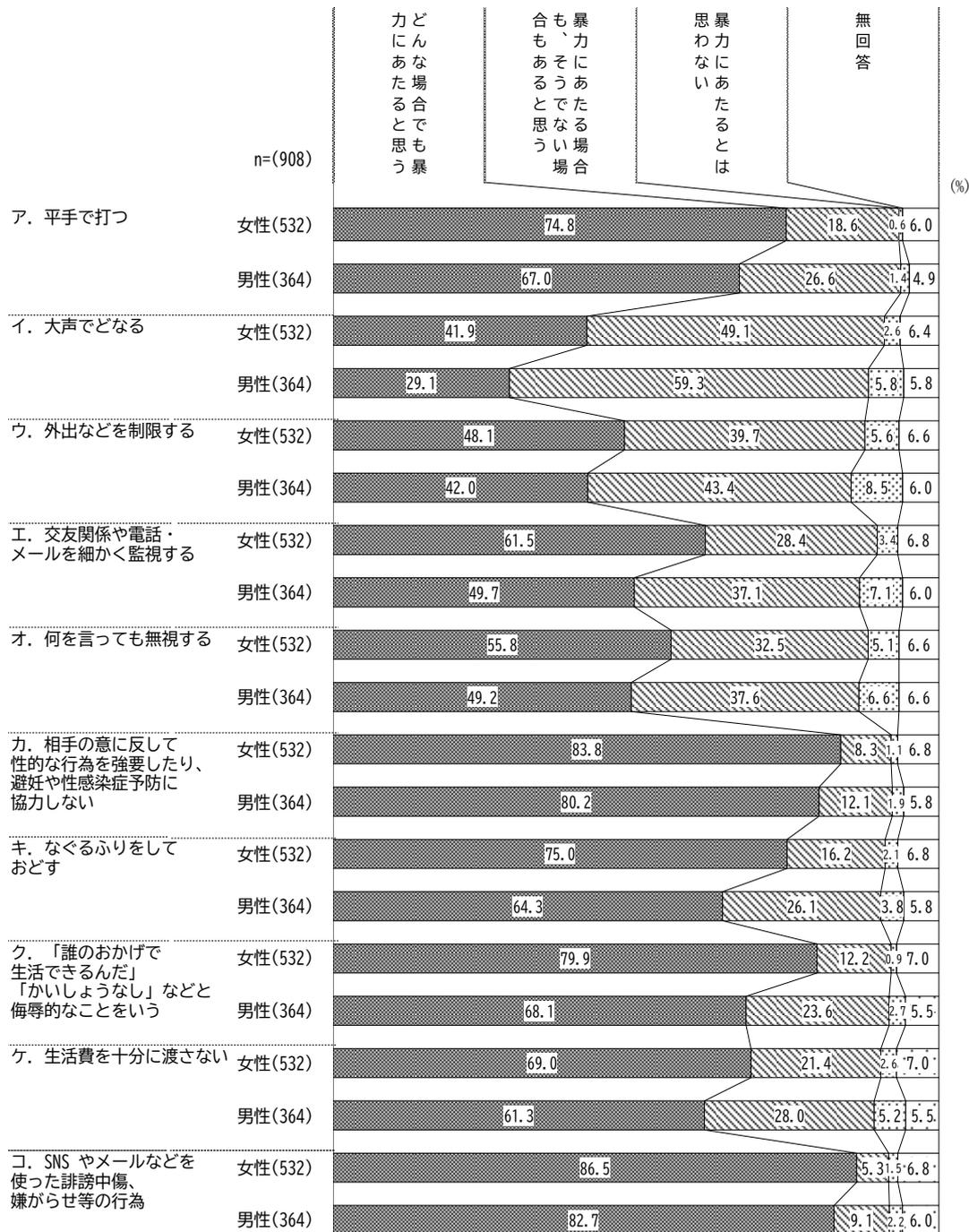
オンライン相談の検討や、相談窓口の周知の強化等、相談事業の充実を図ります。

被害者が暴力から逃れ、安全で安心した生活を送れるように、二次被害を防止するとともに、関係機関との連携を深め、被害者の意思を尊重した安全の確保と自立支援を行います。

被害者支援のネットワークの充実や相談関係職員の能力向上等、推進体制の整備を図ります。

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

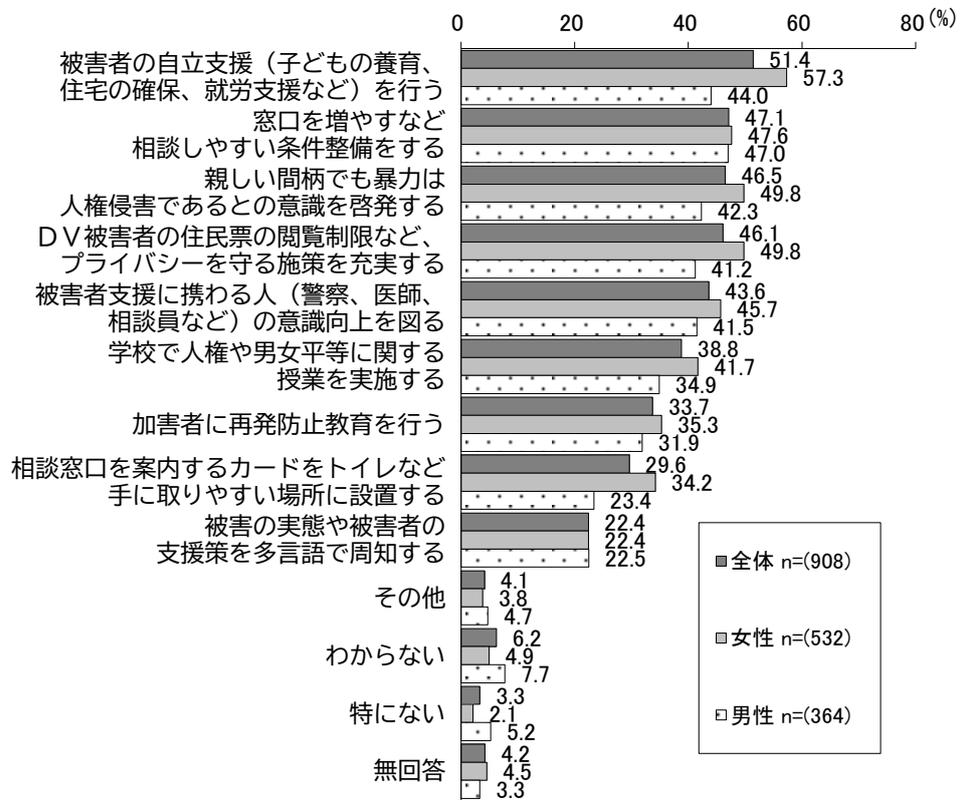
図表Ⅲ-1 暴力にあたると思うこと(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

図表Ⅲ－2 配偶者間での暴力(DV)やデートDVの対策や防止のために必要な施策(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（１）暴力の未然防止と早期発見

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
47	配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止	様々な場面で庁内及び外部の関係機関と連携し、配偶者等からの暴力の早期発見と発生防止に努める。	子ども家庭支援センター	市民	継続
48	男女平等の視点に立った教育のための出前講座（事業12再掲）	市内の学校や保育施設等の協力を得て、男女平等の意識啓発、性や健康、デートDV、性の多様性への理解等をテーマに出前講座を実施する。	男女平等推進センター	市民 事業者等	新規
49	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
50	男女平等推進情報誌「まなこ」における広報	男女平等推進情報誌「まなこ」において、DV防止啓発を継続して行う。	男女平等推進センター	市民	継続

施策（２）相談事業の充実

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
51	女性相談窓口の実施	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。また、情報セキュリティを考慮し、オンライン相談の導入を検討する。	男女平等推進センター	市民	継続
52	配偶者暴力に関する相談体制の整備	子ども家庭支援センターへ相談員を配置し、女性総合相談窓口等庁内の関係部署や庁外の関係機関と連携して被害者に対する相談支援を実施する。	子ども家庭支援センター	市	継続
53	配偶者暴力に関する外国人相談者の情報保障	相談者の年齢、国籍、障害の有無にかかわらず相談を受けやすい体制を整備するため、関係課と調整・連携する。	子ども家庭支援センター	市民	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
54	配偶者暴力に関する相談窓口の周知	配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、相談窓口を周知するためのカードを市内公共施設等のトイレに貼付・配布する。幅広い相談につなげるため、医療・民生委員等関係機関への窓口等の周知を図る。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市民	継続
55	男性のための相談に関する情報提供	男性からの家庭や夫婦関係に関する相談等については東京ウィメンズプラザ等の適切な相談窓口の情報提供を行う。	男女平等推進センター	市民	継続
56	相談事業の成果を他の事業へ生かす体制づくり	相談によって表面化する問題点を全庁的な問題として取り上げ、関係部課の取組みを推進する。	男女平等推進センター	市	継続

施策（3）安全の確保

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
57	被害者の安全の確保	迅速な対応が必要な場合は、東京都や警察等と連携し、一時保護する等子どもも含めて被害者の安全確保を図る。	子ども家庭支援センター	市民	継続
58	被害者情報の保護	配偶者暴力被害者の安全を図るため、住民情報系システムにより、関係各課で情報共有し、加害者への情報の漏えいがないよう徹底した管理を行うとともに、引き続き、被害者保護の視点から職員研修を継続的に行う。	子ども家庭支援センター 情報政策課	市	継続

施策（4）自立支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
59	庁内ネットワークを生かした被害者支援の推進	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会において、情報共有、研修、マニュアルの随時見直し等を行い、庁内のネットワークを生かした被害者支援を推進する。	子ども家庭支援センター	市民 市	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
60	被害者への自立支援	相談員による同行支援等を実施するほか、住居の確保、就労、就学等に係る助言を継続し、メンタルケアが必要な被害者に対しては適切な機関につなぐ等自立に向けた支援を実施する。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
61	子どもに対する心理的援助	配偶者暴力が行われている家庭の子どもに対して、子ども家庭支援センター、学校、教育支援センター、保育園等関係機関と連携し子どもに対する継続的な心理的援助を行う。	子ども家庭支援センター 教育支援課	市民市	継続

施策（5）推進体制の整備

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
62	庁内ネットワークを生かした被害者支援の推進(事業59再掲)	武蔵野市配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会において、情報共有、研修、マニュアルの随時見直し等を行い、庁内のネットワークを生かした被害者支援を推進する。	子ども家庭支援センター	市民市	継続
63	東京都等庁外関係機関との連携	東京都が行う近隣4市と管内警察との関係機関連絡会や相談員連絡会等において、関係機関との情報交換や連携を図る。	子ども家庭支援センター	市	継続
64	相談関係職員の能力向上	東京都等が実施する研修会への参加等を通じ、継続的に相談に関わる職員のスキル向上を目指す。	市民活動推進課 男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続
65	配偶者暴力相談支援センターに準じた機能の充実	配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく、配偶者暴力相談支援センターに準じた機能の充実について検討する。	男女平等推進センター 子ども家庭支援センター	市	継続

基本施策2 性に関するハラスメントやストーカー等への対策

現状と課題

本市では、「女性に対する暴力をなくす運動」において、関連図書展示や冊子の配布等を通して、様々な暴力防止のための啓発をしてきました。

東京都産業労働局によると、過去5年間のセクシュアル・ハラスメント労働相談件数は令和元（2019）年度をピークとして、減少が続いています。また、警視庁によると令和4（2022）年度のストーカー事案の相談等件数(全国)は、19,131件であり、平成29（2017）年度以降減少が続いています。

意識調査によると、ハラスメントを受けた経験について、最も多い回答は、男女ともに「受けた経験はない」ですが、受けたことがあるものとして全体で多いのは、「モラル・ハラスメント」、次に「セクシュアル・ハラスメント」となっています（図表Ⅲ-3）。また、どこか(誰か)に相談をしたかについては、「相談した」人は全体で2割弱です。相談しなかった理由では、「相談するほどのことではないと思った」や「相談しても無駄だと思った」等の回答が多くなっています（図表Ⅲ-4）。

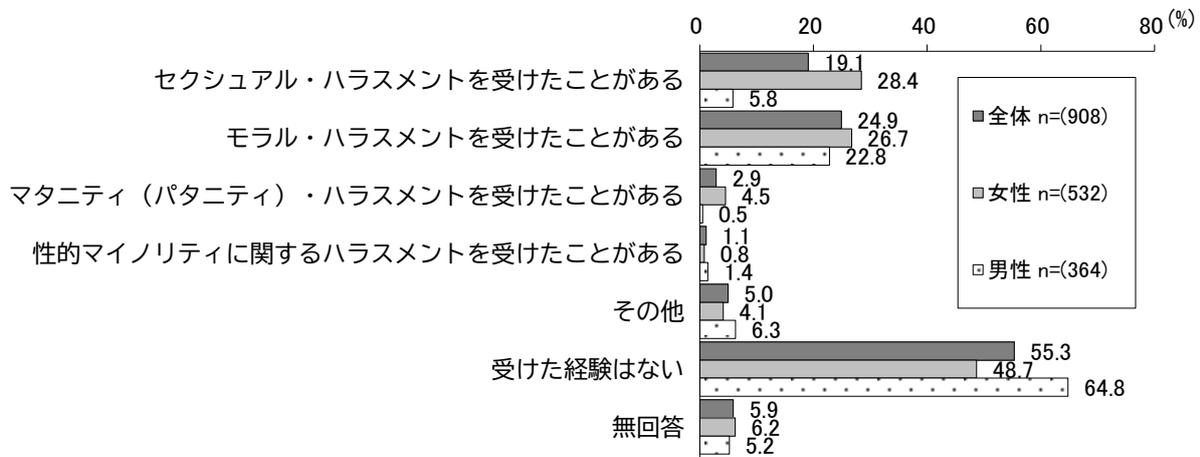
性に関するハラスメントは、被害者の人権を著しく侵害する、許されない行為であり、引き続き、市民や事業者に対し、様々な機会を通じて啓発活動を行う必要があります。暴力やハラスメントを受けた人が、適切に相談を受けられるよう、相談窓口の一層の周知を含め、相談事業の充実に取り組み、関係機関と連携・協力して支援を行う必要があります。

施策の方向性

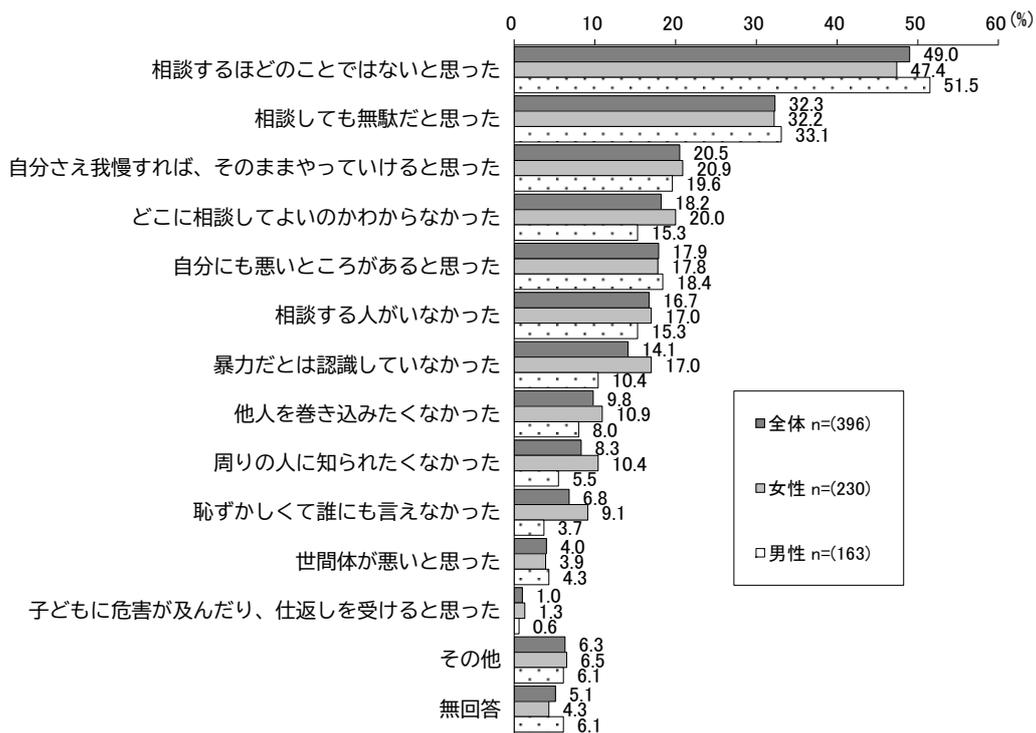
性に関するハラスメントやストーカー行為、性犯罪等は、性別等にかかわらず、被害者の人権を侵害するものであり男女平等社会の実現を妨げるものであるとの認識に立ち、女性に対する暴力をなくす運動をはじめ、関連図書展示等様々な機会を通して、市民や事業者に対して啓発を実施します。また、被害者に対する支援や相談等の体制を整備し、性に関するハラスメントやストーカー等への対策を行います。

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

図表Ⅲ-3 ハラスメントを受けた経験(性別)



図表Ⅲ-4 相談しなかった理由(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」（令和5（2023）年3月）

施策（1）性に関するハラスメントやストーカー等への対策

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
66	性に関するハラスメントやストーカー、性暴力等の防止のための情報提供や啓発	様々な機会を通して、事業者等や市民に対して性に関するハラスメントやストーカー行為、性暴力等の防止についての情報提供や啓発を行う。	男女平等推進センター	市民 事業者等	継続
67	ストーカー行為等の被害者に対する支援	ストーカー行為等の規制に関する法律の一部改正に基づき、ストーカー行為等の被害者に対する支援に努める。	子ども家庭支援センター	市民 市	継続
68	「女性に対する暴力をなくす運動」の実施（事業49再掲）	市民団体と連携し、「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、パネル展示や講座等を実施する。	男女平等推進センター	市民	継続
69	女性相談窓口の実施（事業51再掲）	健康、法律、家庭相談等の担当部署との連携を強化して問題の迅速な解決を図る。利用しやすい総合相談窓口機能を整備する。また、情報セキュリティを考慮し、オンライン相談の導入を検討する。	男女平等推進センター	市民	継続
70	図書館における情報提供	男女共同参画週間や女性に対する暴力をなくす運動に合わせ、図書館で特設コーナーを設置する等啓発に努める。	図書館	市民	継続

基本施策3 困難な問題を抱える女性への支援

現状と課題

女性をめぐる課題は、生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等複雑化、多様化、複合化しています。また、コロナ禍によりこうした課題が顕在化し、「孤独・孤立対策」といった視点も含め、新たな女性支援強化が喫緊の課題とされてきました。こうした中、困難な問題を抱える女性支援の根拠法を売春をなすおそれのある女子の保護更生を目的とする「売春防止法」から脱却させ、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るために必要な事項を定めた、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が成立しました（令和6（2024）年4月1日施行）。

それを受け、「困難な問題を抱える女性（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」について、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市の基本計画を定め、啓発や相談等の支援を計画的・総合的に行う必要があります。

施策の方向性

困難な問題を抱える女性の支援には福祉的な視点が必要であるとの認識に立ち、市としての基本的な計画を定め支援を行っていきます。

ホームページ等を活用し、困難な問題を抱える女性に対する支援に関する周知及び啓発を図ります。

困難な問題を抱える女性に対する相談と支援を行うための女性相談支援員を配置し、市内、民間団体を含む市外の関係機関と連携して被害者の立場に立った相談、支援を行います。

施策（１）支援に関する周知及び啓発

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
71	困難な問題を抱える女性に対する支援に関する周知及び啓発の実施	困難な問題を抱える女性に対する支援について周知及び啓発する。	子ども家庭支援センター 男女平等推進センター	市民	新規

施策（２）推進体制の整備

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
72	困難な問題を抱える女性に対する相談支援体制の整備	子ども家庭支援センターへ女性相談支援員を配置し、女性総合相談窓口等庁内の関係部署や民間団体を含む庁外の関係機関と連携して困難な問題を抱える女性に対する相談、支援を実施する。相談を受けるにあたっては、被害者の精神的な安定や二次被害の防止を図るため、相談員による同行支援等を実施し、被害者の立場に立った支援に努める。	子ども家庭支援センター	市民	新規
73	女性相談支援員に対する研修の充実	女性相談支援員は東京都等が実施する研修会等へ積極的に参加し、支援スキルの向上を目指す。	子ども家庭支援センター	市	新規

基本施策4 多様な人々の安心な暮らしに向けた支援

現状と課題

本市では、これまでひとり親家庭への各種手当や助成、ハローワーク等との連携による就労支援に加え、ひとり親家庭の子どもへの教育支援等を行ってきました。高齢者・障害者に対しては、「高齢者及び障害者虐待防止連絡会議」を通じ、虐待の防止に努めてきました。

武蔵野市の母子世帯・父子世帯の9割は母子世帯です。母子世帯の就業者のうちパート・アルバイト等の占める割合は38.8%であり、父子世帯の4.9%と比較し多くなっています。また、「同居親族を含む世帯全員の収入」は、母子世帯が373万円、父子世帯が606万円となっています（図表Ⅲ-5）（図表Ⅲ-6）。

東京都福祉保健局の調査によると、被虐待高齢者（東京都）は女性が74.7%、男性が25.3%であり、被虐待障害者（東京都）は女性が63.9%、男性が36.1%となっています（図表Ⅲ-7）。

内閣府の令和4（2022）年度こども・若者の意識と生活に関する調査によると、ひきこもり状態にある人のうち、女性の占める割合は40～64歳で半数を超えています。

意識調査によると、自身の性別や恋愛感情への違和感・悩みがある人は全体の3.3%となっています。同調査では、男性同士、女性同士の同性婚があってもよいという考え方に全体の6割程度の人が賛成しています。また、性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策は、「学校における性の多様性を理解するための教育」が最も多く、次いで「性別にかかわらず利用できる施設・設備（トイレ・更衣室など）を整備する」、「パートナーシップ制度の普及」と続いています（図表Ⅲ-8）。

令和5（2023）年6月「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行され、「心身の発達に応じた教育及び学習の振興」、「知識の着実な普及」、「相談体制の整備」等が地方公共団体の役割とされました。

施策の方向性

女性であることに加えて複合的な困難を抱えている人や、性的マイノリティであることにより困難を抱えている人に対しては、よりきめ細かな支援が必要との認識に立ち、次のような支援を行います。

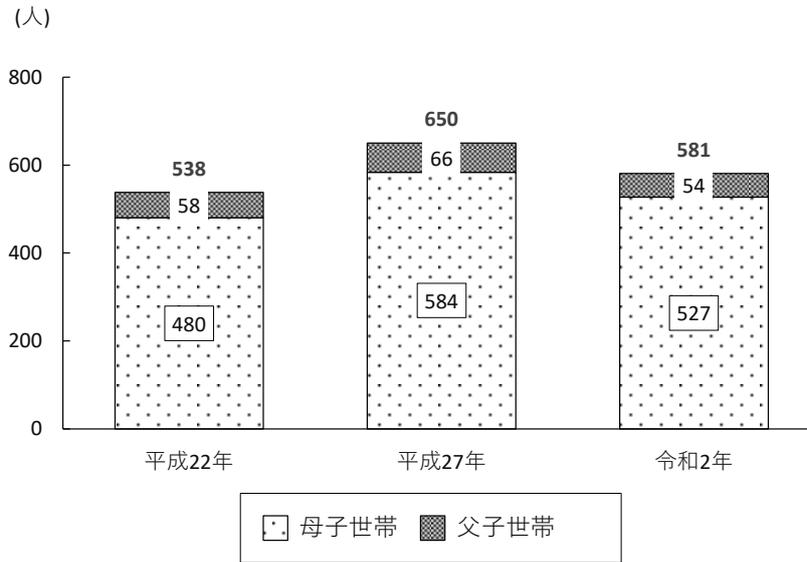
ひとり親家庭等への支援については、実態把握調査を踏まえ、ひとり親家庭の自立に向けた支援計画を策定し、子どもの学習支援等も含めた総合的・体系的な支援を行います。

高齢者・障害者への支援については、家族介護者の負担の増加等により、虐待が増える恐れがあるため、家族を孤立させないための取組みを含め、虐待の未然防止や早期発見、支援の体制づくりを行います。

また、ひきこもり等の生きづらさを抱える女性が安心して参加し、当事者同士でつながることができる場をつくります。

性的マイノリティ等への支援については、学校において児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮しニーズに基づいた個別対応を行うほか、教育相談と連携して支援を行います。また、むさしのにじいろ相談の実施や、パートナーシップ制度の普及・推進に向けて東京都等と連携して取り組むほか、施設・設備のあり方の検討を行います。

図表Ⅲ－5 母子世帯・父子世帯(武蔵野市)



資料:総務省統計局「国勢調査」(令和2(2020)年)

図表Ⅲ－6 母子世帯・父子世帯の状況(全国)

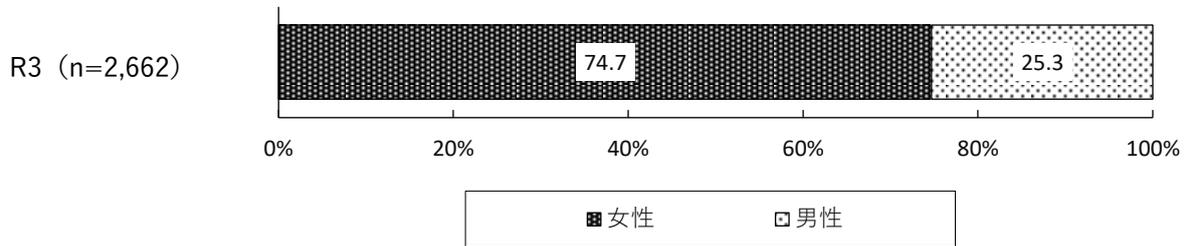
	母子世帯	父子世帯
1 世帯数	119.5万世帯 (123.2万世帯)	14.9万世帯 (18.7万世帯)
2 ひとり親世帯になった理由	離婚 79.5% (79.5%) [79.6%] 死別 5.3% (8.0%) [5.3%]	離婚 69.7% (75.6%) [70.3%] 死別 21.3% (19.0%) [21.1%]
3 就業状況	86.3% (81.8%) [86.3%]	88.1% (85.4%) [88.2%]
就業者のうち 正規の職員・従業員	48.8% (44.2%) [49.0%]	69.9% (68.2%) [70.5%]
うち 自営業	5.0% (3.4%) [4.8%]	14.8% (18.2%) [14.5%]
うち パート・アルバイト等	38.8% (43.8%) [38.7%]	4.9% (6.4%) [4.6%]
4 平均年間収入 [母又は父自身の収入]	272万円 (243万円) [273万円]	518万円 (420万円) [514万円]
5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入]	236万円 (200万円) [236万円]	496万円 (398万円) [492万円]
6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入]	373万円 (348万円) [375万円]	606万円 (573万円) [605万円]

※ 令和3(2021)年度の調査結果は推計値であり、平成28(2016)年度の調査結果との比較には留意が必要。
 ※ ()内の値は、前回(平成28(2016)年度)調査結果を表している。(平成28(2016)年度調査は熊本県を除いたものである)
 ※ []内の値は、今回調査結果の実数値を表している。
 ※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2(2020)年の1年間の収入。
 ※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。

資料:厚生労働省「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」(令和4(2022)年)

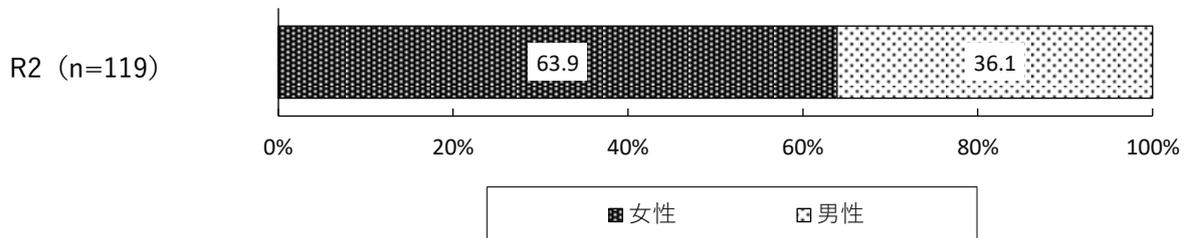
図表Ⅲ－7 被虐待高齢者・被虐待障害者の性別(東京都)

<被虐待高齢者の性別(東京都)>



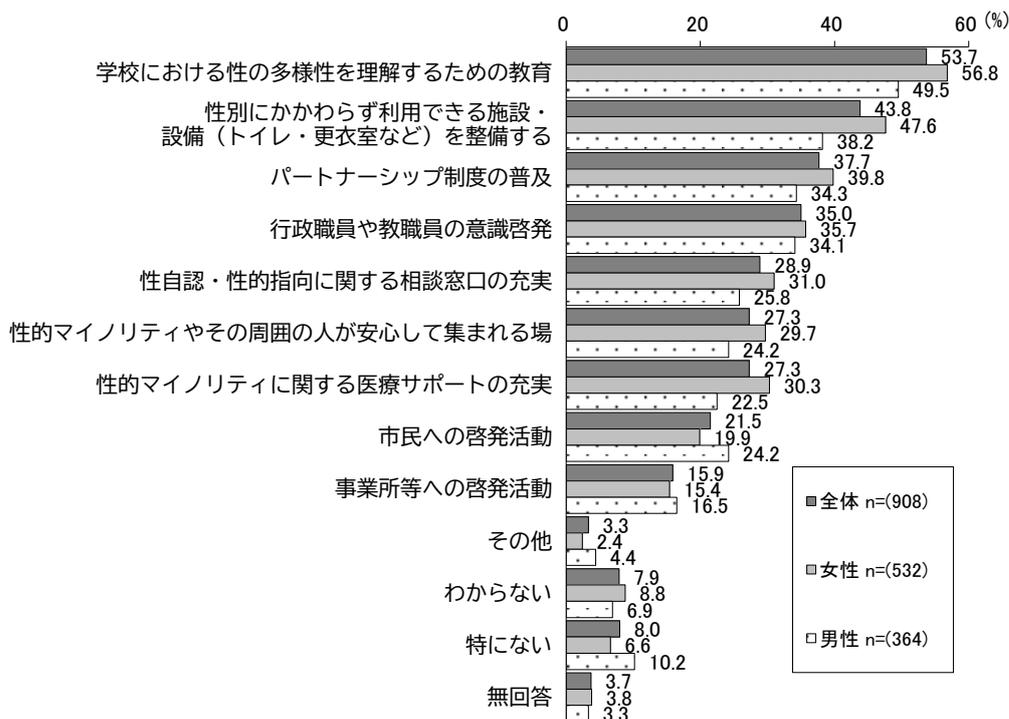
資料：東京都福祉保健局「令和3年度 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果」(令和4(2022)年)

<被虐待障害者の性別(東京都)>



資料：東京都福祉局「都内における障害者虐待の状況」(令和2(2020)年度)

図表Ⅲ－8 性の多様性を認め合う社会をつくるために市に期待する施策(性別)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策（１）ひとり親家庭等への支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
74	ひとり親家庭の自立促進計画の見直し	ひとり親家庭へ効果的な支援を行うため、第六次子どもプラン武蔵野の策定時に計画の見直しを行う。	子ども家庭支援センター	市	継続
75	ひとり親家庭への経済的支援	各種の手当、助成、福祉資金の貸付、就学援助により経済的な支援を行う。	子ども家庭支援センター 教育支援課	市民	継続
76	ひとり親家庭等への自立支援	ハローワークと連携した求職者支援や、職業訓練・求職・就業時におけるホームヘルプサービスの提供等により就労に向けた支援を行う。また、生活困窮世帯の自立支援のため、伴走型の相談支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	継続
77	ひとり親家庭等の子どもへの学習・生活支援	家庭訪問による学習・生活支援及び補習教室での学習支援を行う。	子ども家庭支援センター 生活福祉課	市民	継続

施策（２）高齢者・障害者・ひきこもりの方への支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
78	虐待防止の推進	虐待の早期発見及び適切な援助を行うために、高齢者及び障害者虐待防止連絡会議の開催、介護サービス事業者及びケアマネジャーに対する虐待に関する研修等を実施する。	高齢者支援課 障害者福祉課	市民 事業者等	継続
79	消費者被害の防止対策の推進	消費生活センター・安全対策課・高齢者支援課・障害者福祉課等の連携により、消費者被害の対象となりやすい高齢者や障害者への注意喚起や消費生活相談、在宅介護・地域包括支援センター、地域活動支援センター等での出前講座や消費生活展等での啓発を行う。	産業振興課 安全対策課 高齢者支援課 障害者福祉課	市民	充実

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
80	心のバリアフリー事業の推進	共生社会の実現に向けて、地域において障害特性を正しく理解するための体系的な講習会を実施する。	障害者福祉課	市民 事業者等	継続
81	生きづらさを抱える女性への支援	ひきこもり等、生きづらさを抱える女性が安心して参加し、当事者同士でつながることができる場を提供し、互いの困難を聞きあい、話し合う中で力を得ていく機会をつくる。	生活福祉課	市民	新規

施策（3）性的マイノリティ等への支援

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
82	学校教育における個別的支援	性的マイノリティ等について、児童生徒の人権の尊重を最大限に考慮し、ニーズに基づいた個別対応を行うとともに、教育相談と連携し、配慮する。	指導課	市民	継続
83	むさしのにじいろ相談の実施	当事者やその周囲の人々を対象とした専門相談を実施する。相談の認知度を高めるため、市報・SNS等を活用し広報を行う。情報セキュリティを考慮し、オンライン相談の導入を検討する。	男女平等推進センター	市民	充実
84	パートナーシップ制度の普及・推進	東京都との協定に基づいて相互の連携を推進する等、パートナーシップ制度利用者が活用できる施策等の拡充に向けた取組みを推進する。	男女平等推進センター	市民	継続
85	施設・設備のあり方の研究	国や東京都の動向、他自治体や民間の事例等の情報収集や研究を行う。	男女平等推進センター	市	新規

基本施策5 生涯にわたる性に関する健康施策の推進

現状と課題

本市では、女性特有の疾病予防のため、乳がん・子宮がん検診を行っていますが、どちらも受診率の目標値である50%に達しておらず、受診者数のさらなる増加対策が課題となっています。また、子宮頸がん予防ワクチン（HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチン）は、接種後に多様な症状がみられたことをきっかけに、平成25（2013）年6月以降積極的な勧奨を差し控えていましたが、国の検討部会において、ワクチンの安全性に特段の懸念が認められないことが確認され、接種による有効性が副反応のリスクを明らかに上回ると認められたことから、積極的な勧奨を差し控える状態を解消し、令和4（2022）年度より順次、個別勧奨を再開したため、令和4（2022）年度の子宮頸がんワクチンの接種人数は1,366人と、前年より増加しています。

各種検診、ワクチン接種等について、効果的な広報を行い、受診率の向上を図る必要があるが、ワクチン接種については被接種者に丁寧な情報提供を心掛けることが重要です。また、女性の思春期、妊娠・出産期、更年期等各段階の身体的変化に配慮し、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等に取り組む必要があります。また、予期せぬ妊娠をした方に対する支援を行う必要があります。互いの性を理解し、尊重し合うことが大切です。また、個人の自己決定権や権利としての健康が保証されるよう、リプロダクティブヘルス／ライツに関する情報提供や啓発に継続的に努めていくことが必要です。「性と生殖」に関する確かな情報や手段を知り、より自分の決定権を高められるよう、**発達の段階や子どもの実態に応じた**包括的な性教育が求められています。

施策の方向性

女性の思春期、妊娠・出産期、更年期など各段階の身体的変化に配慮し、女性特有の疾病の予防や出産・産後の母体ケア等に関する事業を行う等、各種健康診断等の充実を図ります。

お互いの性を理解し尊重し合うことができるよう支援するとともに、個人の自己決定権や権利としての健康が、生涯を通して保障されるよう、情報提供や啓発を行うほか、小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行う等、リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発を図ります。

施策（１）各種健康診断等の充実

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
86	乳がん・子宮頸がん 検診の受診率向上	国の指針に基づき、精度の高い検診を実施し、新規受診者への啓発と受診率向上を目指す。また、プレストアウェアネスの普及について、乳幼児健診や女性対象の予防教室等で啓発を行う。	健康課	市民	継続
87	子宮頸がん予防ワクチン(HPVワクチン)定期接種の実施	子宮頸がん予防のため、小学校6年～高校1年相当の女子を対象に、子宮頸がんの原因となるHPVの感染を防ぐワクチン(HPVワクチン)の接種を提供する。あわせて子宮頸がん検診の受診の重要性についての周知を行う。	健康課	市民	新規
88	母体ケアに関する事業の実施	妊娠期から子育期までの継続した支援を目的に、母子保健事業「ゆりかごむさしの」を実施。各事業を通じて母体の健康管理について啓発し、産後うつや早期発見や必要時関係機関との連携を図る。また、父親の母体への理解、子育ての参加促進を促す。	健康課	市民	継続
89	健康をおびやかす様々な問題についての啓発活動	エイズ、性感染症、薬物乱用等の防止について、他関連機関と連携し、情報共有・提供を行う。	健康課	市民	継続
90	骨粗しょう症予防事業の実施	骨粗しょう症検診と健康講座を実施し、健康の保持増進を図る。	健康課	市民	継続

施策（２）リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する啓発

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
91	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報提供や啓発を行う。	男女平等推進センター	市民	継続

第3章 基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
92	発達段階や子どもの実態に応じた性に関する指導の実施（事業11再掲）	保育の中で自分の体の大切さを伝える取組を行う。小学校での保健、中学校での保健分野等の学習とも関連させて、人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を行うよう、周知・徹底する。	子ども育成課 指導課	市民	充実

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

基本施策1 計画推進体制の整備・強化

現状と課題

本市では、平成10（1998）年に「むさしのヒューマン・ネットワークセンター（現：男女平等推進センター）」を開設し、同センターを推進拠点として、男女平等の推進に向けた講座の開催や男女平等推進情報誌「まなこ」の発行、団体活動の支援や相談事業を行ってきました。平成29（2017）年には、「男女平等推進条例」を制定し、本市における男女平等推進に向けて、様々な取組みを進めています。

意識調査において「知っている言葉や知っている武蔵野市の取組み」を平成29（2017）年度と比較すると、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の認知度は増加しました。武蔵野市立男女平等推進センター「ヒューマンあい」、「武蔵野市第四次男女平等推進計画」の認知度に大きな差は見られず、男女平等推進情報誌「まなこ」の認知度は減少しました（図表Ⅳ-1）。

男女平等推進の拠点としての機能の充実に向け、各施策の認知度を向上させ広く周知し効果的に男女平等意識を啓発していくとともに、本計画期間中に「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えるため、情報誌「まなこ」や男女平等推進センター「ヒューマンあい」のあり方を含めた検討が必要です。

施策の方向性

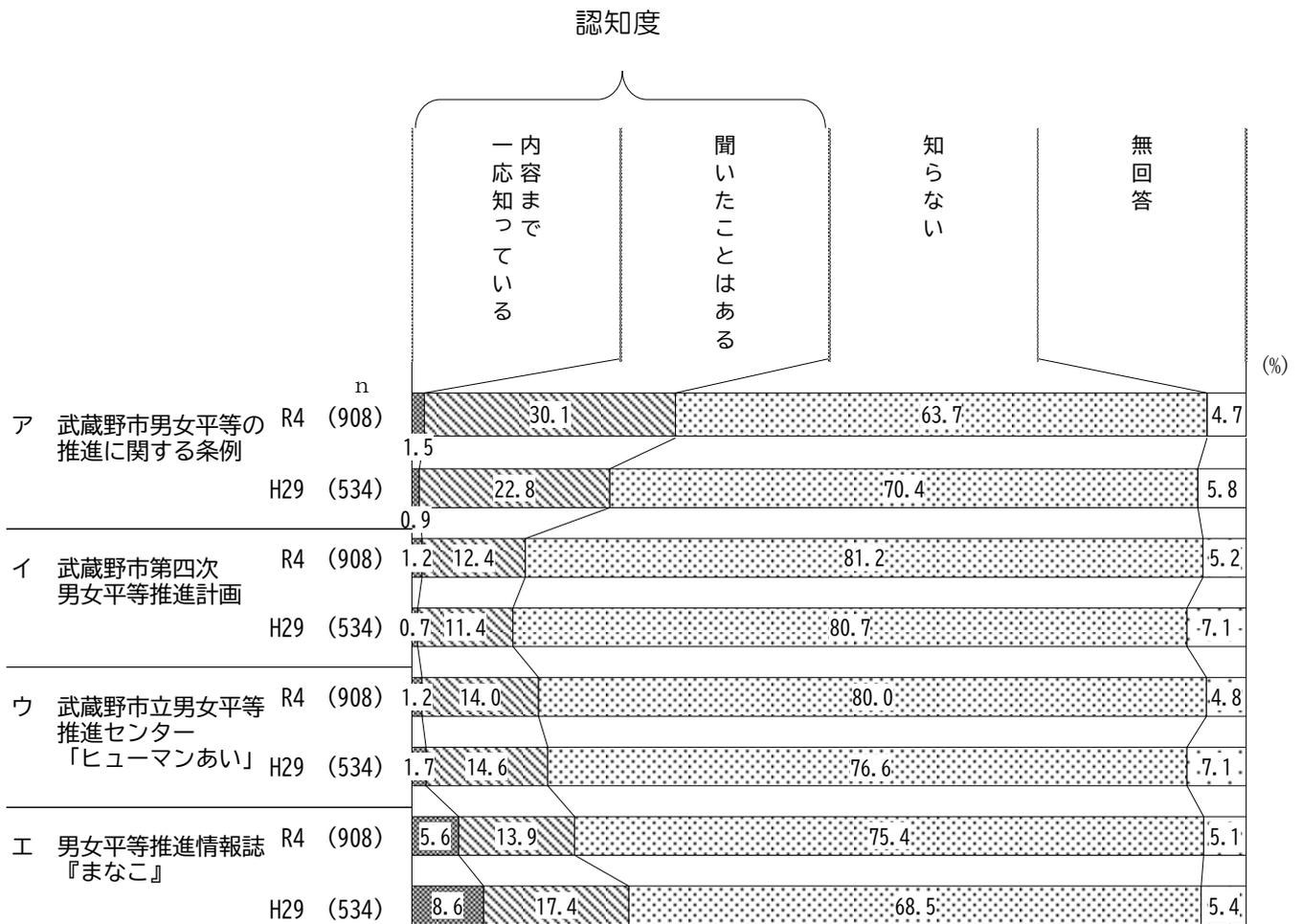
男女平等社会の実現のためには、市政のあらゆる分野において、男女平等の理念に配慮した各施策の展開がなされることが重要です。

男女平等の推進に関する条例ガイドブックを活用すること等により「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進を図ります。

本市の男女平等の推進の特色である、市民参加による男女平等の推進を継続します。本計画を着実に実施するため、男女平等推進審議会及び庁内推進会議を中心に、計画の進捗状況を点検・評価し、それに基づき各課において改善策を検討・実施することにより、課題の解決に向けて取り組む庁内推進体制の整備を行います。

男女平等を推進するための情報誌「まなこ」について、より効果的な発行のあり方や発行方法について検討します。また、これまで男女平等推進センターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行った上で、機能充実に努めます。

図表Ⅳ-1 知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み(経年比較)



資料：「武蔵野市男女平等に関する意識調査 報告書」(令和5(2023)年3月)

施策（１）「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」の定着の推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
93	条例の理解に向けた取組み	条例ガイドブックを活用すること等により、条例の周知・理解を図る。	男女平等推進センター	市民	継続

施策（２）市民参加による男女平等の推進

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
94	むさしの男女平等推進市民協議会等市民活動の支援	むさしの男女平等推進市民協議会をはじめ男女平等推進登録団体等に対し、補助・事業委託・情報提供等の活動支援を行う。	男女平等推進センター	事業者等	継続
95	男女平等推進審議会の運営	計画策定及び計画の進捗状況の点検評価や課題解決のため男女平等推進審議会を設置運営する。	男女平等推進センター	事業者等	継続
96	男女平等推進センター企画運営委員会の運営	地域から広く意見を求めるため、市民や関係団体等から構成される企画運営委員会を設置し、協働・連携しながらセンター運営を行う。	男女平等推進センター	事業者等	継続

施策（３）庁内推進体制の整備

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
97	庁内推進会議の運営	計画の掲げる事業の進行管理を行い、男女平等推進審議会の提言を参考に、新たな課題解決に向け協議する。	男女平等推進センター	市	継続
98	事業の進捗状況調査及び市民への公開	市は進捗状況調査報告書を作成し、公表するとともに、男女平等推進審議会でも報告する。	男女平等推進センター	市民	継続

第3章 基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
99	人材育成の推進	市職員が男女平等推進に関する理解を深め、それぞれの業務について男女平等の視点でも捉えられるように各種研修を行う。	人事課 男女平等推進センター	市	継続

施策（４）男女平等推進センター「ヒューマンあい」の充実

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
100	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の機能充実	「男女平等推進センター条例」制定から10年を迎えるため、これまでセンターの果たしてきた役割を検証し、今後の課題・方向性について整理を行い、 機能充実を図る。	男女平等推進センター	市	充実
101	講座修了者のフォローアップ支援	男女平等推進センター「ヒューマンあい」の講座の参加者に、関連図書を紹介する、団体活動の情報提供を行う等、フォローアップを図る。	男女平等推進センター	市民	継続

施策（５）男女平等推進情報誌等の発行と周知

個別施策					
No.	事業名	内容	主管課	対象者	区分
102	男女平等推進情報誌「まなこ」の発行と周知（事業5再掲）	男女平等推進情報誌「まなこ」について、第五次男女平等推進計画の課題に沿ったテーマを取り上げる。また、男女平等を推進するための情報誌として、より効果的な発行のあり方や発行方法について検討する。	男女平等推進センター	市民	充実

数值目標

1 前計画の目標値に対する達成状況

前計画の目標値に対する令和4（2020）年度の達成状況は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値		目標値	目標値に対する達成状況
		平成29 (2017)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和4 (2022)年度
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体（団体数）	11団体	10団体	15団体	減少 ⇨
基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合（％）	57.1%	35.7%	70%	減少 ⇨
	市役所内の審議会等における女性委員の割合（％）	50.3%	49.4%※ ¹	50%	減少 ⇨
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数（時間）	213.2時間	181.5時間	150時間	改善 ⇨
	市役所内における女性管理職の割合（％）	11.4%	13.0%※ ¹	20%	改善 ⇨
	市役所内における男性の育児休業の取得率（％）	55.0%	88.2%	60%	達成 ○
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率（％）	95.0%	94.1%	100%	減少 ⇨
	病後児保育（人・か所数）	875人 2か所	423人日 3か所	3,840人日 3か所	減少 ⇨
	一時保育事業（幼稚園型）（人・か所数）	46,862人 13か所	62,830人 13か所	68,000人 13か所	達成 ○
	一時保育事業（その他）（人・か所数）	5,965人 6か所	5,515人 7か所	12,320人 7か所	減少 ⇨
保育定員（認可保育所）（人・か所数）	1,902人 20か所	3,088人 37か所	2,991人	達成 ○	
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	「DV防止法」を知っている人の割合（％）	35.0%※ ²	19.1%	60%	減少 ⇨
	女性総合相談・法律相談を知っている人の割合（％）	16.7%※ ³	8.6%	25%	減少 ⇨
	学校におけるデートDV防止出前講座（校数）	5校	1校	6校	減少 ⇨
	乳がん検診受診率（％）	14.4%	26.2%	50%	改善 ⇨
	子宮がん検診受診率（％）	34.7%	37.8%	50%	改善 ⇨
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち	「男女平等の推進に関する条例」を知っている人の割合（％）	23.7%	31.6%	50%	改善 ⇨
	男女平等推進センターを知っている人の割合（％）	16.3%	15.2%	25%	減少 ⇨
	「まなこ」を知っている人の割合（％）	26.0%	19.5%	35%	減少 ⇨

※1 令和4（2022）年4月1日時点

※2 「配偶者暴力防止法」を知っている人の割合

※3 「女性総合相談」のみを知っている人の割合

達成 ○	目標値に対して現状値（令和4（2022）年度）が達成している場合
改善 ⇨	目標値に対して未達成であるが、現状値（令和4（2022）年度）が現状値（平成29（2017）年度）に対して改善（上昇）している場合（目標値未設定の場合も含む）
減少 ⇨	目標値に対して未達成であり、現状値（平成29（2017）年度）に対して減少（下降）している場合

2 目標値の設定

本計画で設定する目標値は以下のとおりです。

基本目標	指標	現状値	目標値	根拠及び確認	主管課
		令和4 (2022)年度	令和10 (2028)年度		
基本目標Ⅰ 男女平等の意識を育むまち	男女共同参画週間事業参加団体(団体数)	10団体	13団体	男女共同参画週間事業報告書	男女平等推進センター
基本目標Ⅱ 生活と仕事 が両立でき、 個性と能力を 発揮できる まち	ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合(%)	35.7%	70%	男女平等に関する意識調査	
	市役所内の審議会等における女性委員の割合(%)	49.4%※1	男女いずれの性も40%以上	男女平等推進計画推進状況調査	
	市役所職員一人当たりの年間超過勤務時間数(時間)	181.5時間	第三次特定事業主行動計画前期計画の数値目標を目標とする	特定事業主行動計画	人事課
	市役所内における女性管理職の割合(%)	13.0%※1			
	市役所内における男性の育児休業の取得率(%)	88.2%			
	市役所内における男性の出産支援休暇の取得率(%)	94.1%			
	病後児保育(人・か所数)	423人日 3か所	第六次子どもプラン武蔵野の数値目標を目標とする	子どもプラン武蔵野	子ども育成課
	一時保育事業(幼稚園型)(人・か所数)	62,830人 13か所			
一時保育事業(その他)(人・か所数)	5,515人 7か所				
基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち	受けた暴力やハラスメントについて相談をした人の割合(%)	17.0%	22%	男女平等に関する意識調査	男女平等推進センター
	女性総合相談を知っている人の割合(%)	9.8%	15%		
	むさしのにじいろ相談を知っている人の割合(%)	4.5%	10%		
	男女平等の視点に立った教育のための出前講座	—	5回	男女平等推進計画推進状況調査	
	乳がん検診受診率(%)	26.2%	32%※2	健康推進計画	健康課
	子宮がん検診受診率(%)	37.8%	46%※2		
基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り 組むまち	武蔵野市パートナーシップ制度を知っている人の割合(%)	29.2%	35%	男女平等に関する意識調査	男女平等推進センター
	男女平等推進センターを知っている人の割合(%)	15.2%	25%		
	「まなこ」を知っている人の割合(%)	19.5%	30%		

※1 令和4(2022)年4月1日時点

※2 令和11(2029)年度の目標値

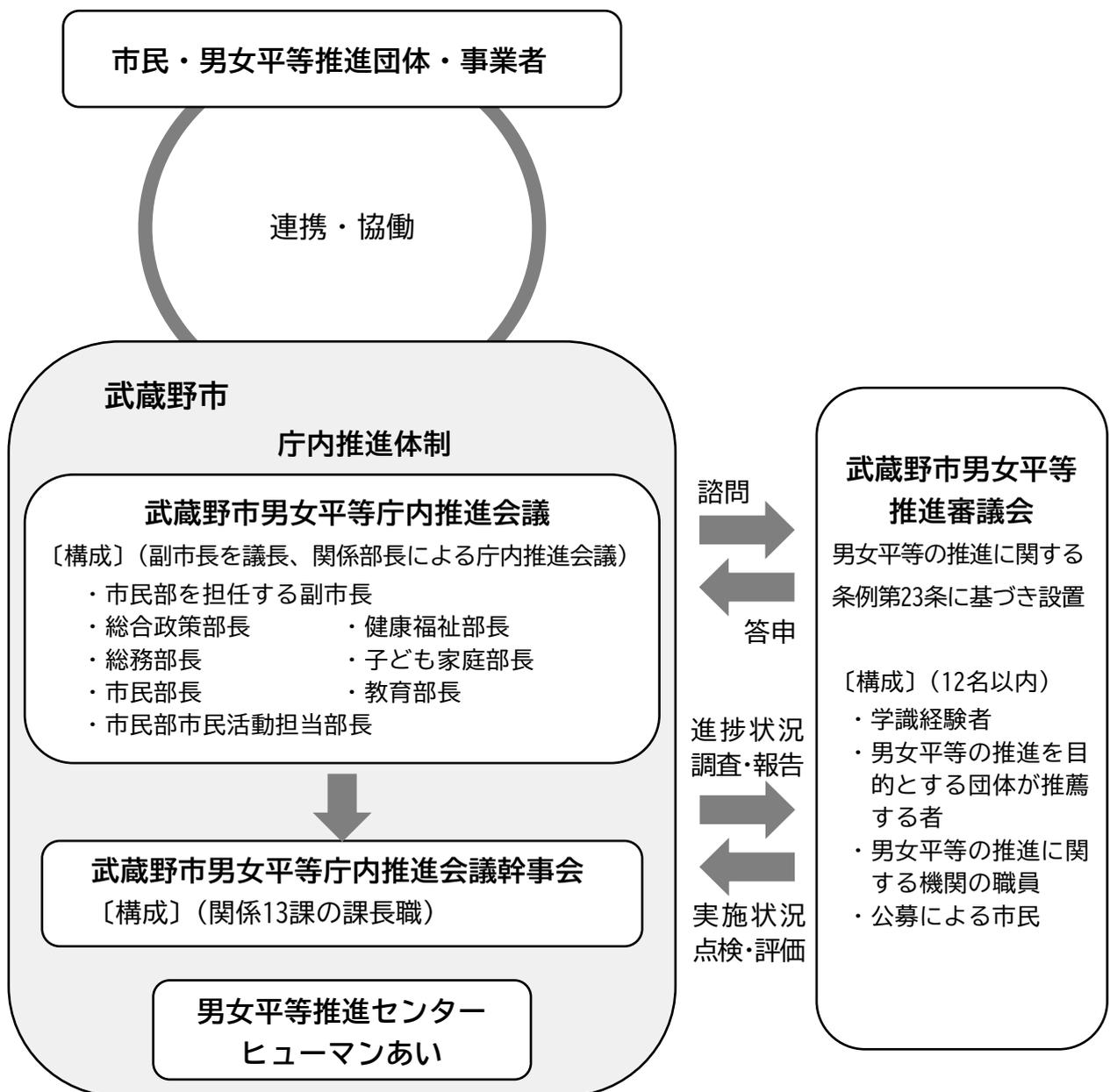
推進体制

1 計画の推進

(1) 推進体制

市長の附属機関である「武蔵野市男女平等推進審議会」において、計画の策定や進捗状況、施策に関わる重要事項について審議し、長に答申します。市は答申をふまえて男女平等推進施策を展開します。

全庁横断的な推進体制として、「武蔵野市男女平等庁内推進会議」により、互いに計画の進捗状況を点検し、計画の効果的な推進に努めます。



(2) 連携と協働

施策の推進にあたっては、国や東京都、関係機関との連携を図るとともに、市民、事業者等と協働して取り組みます。

(3) 推進計画の効果的な進行管理

年度ごとに進捗状況を確認し、「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」第 23 条により推進審議会から評価を受け、年次報告書を作成し、公表します。

進捗状況の評価は、計画の見直しや施策の次年度以降の取組みに反映します。

(4) 計画の数値目標

本計画の進捗状況をわかりやすく見える化するため、数値目標を設定します。本計画独自の数値目標以外は、個別計画における進行管理を優先しつつ、本計画と連携を図ります。

資料編

1 武蔵野市男女平等の推進に関する条例

平成29年3月22日条例第1号

改正

令和元年7月1日条例第22号

令和3年9月29日条例第23号

目次

前文 第1章 総則（第1条—第8条）
 第2章 男女平等の推進に関する基本的施策（第9条—第22条）
 第3章 男女平等推進審議会（第23条）
 第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理（第24条—第25条）
 第5章 雑則（第26条）

付則

我が国においては、個人の尊重と法の下での平等が日本国憲法でうたわれ、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」に基づく国際社会における取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。なかでも、男女共同参画社会基本法においては、男女共同参画社会の実現が21世紀の最重要課題と位置づけられている。

本市においても、昭和60年に婦人問題懇談会を設置し、以来「武蔵野市女性行動計画」をはじめ数次にわたる男女共同参画計画を策定し、総合的かつ計画的に男女平等を推進するための施策に取り組んできた。

また、都市文化や市民活動及び事業活動の持ち味を生かし、一人ひとりを大切にしたい自治と連携のまちづくりを推進してきた。なかでも、昭和50年代における吉祥寺の環境浄化運動のさきがけとなる活動、平成10年以降の男女共同参画を推進する拠点施設の運営などにおいて、女性が積極的な役割を担ってきた経緯がある。

しかしながら、今なお、性別等による固定的な役割分担の意識、当該役割分担が反映された社会的慣行、性別等に起因する差別や暴力、政策等への参画格差、賃金格差、教育格差等、多くの課題が残されている。少子高齢化、グローバル化、情報化などの変化が加速度的に進み、生き方や働き方が多様化する現代社会にあって、こうした課題は、生きがいを実感できる社会や活力ある社会の構築を阻害する要因となるものであり、課題解決のためには、教育や学習を含めた男女平等を推進するための様々な取組が必要である。

全ての人が、互いの人権を尊重し、多様な性の在り方に関する理解を深めることで、一人ひとりの命と人権が守られ、性別等にかかわらず、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女平等社会を実現し、次世代につないでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等の推進について、基本理念を定め、武蔵野市以下「市」という。）、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本的事項を定めることにより、男女平等の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって男女平等社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 性別等 男女の別だけではない多様な性の在り方（性自認（自らの性別に関する認識をいう。）及び性的指向（恋愛感情又は性的な関心がいずれの性別に向かうかの指向をいう。）を含む。）をいう。
- (2) 男女平等 全ての人が、性別等にかかわらず、その人権を尊重しつつ、社会の対等な構成員として、自

らの意思によって、あらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、責任を分かち合うことができることをいう。

(3) 市民 市内に住所を有し、市内の学校に在学し、市内の事務所若しくは事業所に勤務し、又は市内において活動する個人をいう。

(4) 事業者等 営利と非営利とを問わず、市内において活動を行う法人その他の団体及び市内において事業活動を行う個人をいう。

(5) 性別等による差別的取扱い 次に掲げる取扱いをいう。ア 性別等を理由とする直接的かつ不合理な取扱い イ 直接に差別的な条件、待遇差等を設けていないが、性別等による著しい不利益を被るおそれがある基準、慣行等を適用する取扱い

(6) 親密な関係における暴力等 次に掲げる行為をいう。ア ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第1項に規定する配偶者からの暴力及び交際の相手方その他親密な関係にあり、若しくは親密な関係にあった者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）イ ストーカー行為（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）第2条第3項に規定するストーカー行為をいう。）

(7) 性に関するハラスメント 相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えることをいう。

(8) リプロダクティブ・ヘルス 人間の生殖システム並びにその機能及び活動過程の全ての側面において、単に疾病又は障害がないだけでなく、身体的、精神的及び社会的に完全に良好な状態であることをいう。

(9) セクシュアル・ライツ 性に関することを自ら管理し、自由に、かつ、責任をもって決定でき、そのための情報及び手段を得ることができる基本的権利をいう。

(10) メディア・リテラシー 新聞、テレビ、インターネットその他のメディアが伝える様々な情報を批判的に読み解き、主体的に取捨選択して活用する能力及び当該メディアを適切に選択して自ら情報を発信する能力をいう。

(11) ポジティブ・アクション 性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。

(12) パートナーシップ制度 性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度をいう。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者等は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）に基づいて、男女平等社会の実現に向けた取組を推進するものとする。

- (1) 全ての人が、性犯罪、親密な関係における暴力等そ

- 他の性別等に起因する暴力（以下単に「性別等に起因する暴力」という。）、性別等による差別的取扱い、性に関するハラスメントその他の性別等に起因する人権侵害（以下単に「性別等に起因する人権侵害」という。）を受けるとなく、個人として尊重されること。
- (2) 全ての人が、性別等による固定的な役割分担の意識並びに当該役割分担が反映された社会的な制度及び慣行にとらわれることなく、個人の能力及び個性を發揮し、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 全ての人が、性別等にかかわらず、社会の平等な構成員として、あらゆる分野における活動方針の立案及び決定への平等な参画を確保されること。
- (4) 全ての人が、性別等にかかわらず、それぞれの協力及び社会の支援の下に、家庭生活における活動と地域及び仕事の間における活動との調和のとれた生活を営むことができること。
- (5) 全ての人が、それぞれの性を理解し、及び尊重し合うとともに、リプロダクティブ・ヘルスに関する権利及びセクシュアル・ライツを認め合い、生涯にわたり健康な生活を営むことができること。
- (6) 全ての人が、国際社会及び国内における男女平等に係る取組を積極的に理解し、推進することができること。
- (7) 性別等に起因する困難を有する者だけでなく、知的又は精神的な障害があること等に加えて当該困難を有することで複合的に困難な状況にある者への支援が行われるとともに、これらの者が安心して暮らせる環境の整備に向けた取組が行われること。
- (8) 保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われること。
- (市の責務)
- 第4条 市は、基本理念に基づき、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市は、男女平等の推進にあたっては、国及び他の地方公共団体と連携を図るとともに、市民及び事業者等と協働するものとする。
- 3 市は、率先して男女平等の推進に取り組むとともに、市民及び事業者等の模範となるよう努めるものとする。
- 4 市は、パートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (市民の責務)
- 第5条 市民は、基本理念に基づき、男女平等に対する理解を深め、家庭、学校、地域、仕事の間その他の社会のあらゆる場において、男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 市民は、パートナーシップ制度の目的を尊重するよう努めるものとする。
- (事業者等の責務)
- 第6条 事業者等は、基本理念に基づき、その活動において男女平等を積極的に推進するよう努めるものとする。
- 2 事業者等は、市が実施する男女平等を推進する施策に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者等は、その活動においてパートナーシップ制度に最大限配慮し、及び当該制度の目的を達成するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (禁止事項)
- 第7条 市及び事業者等は、その事業及び活動において性別等による差別的取扱いを行い、又はその職場等において性に関するハラスメントを行わせてはならない。
- 2 市民は、性別等に起因する人権侵害を行ってはならない。

- 3 市、市民及び事業者等は、性自認又は性的指向に関する公表を強制し、又は禁止してはならない。
- 4 市、市民及び事業者等は、本人の意思に反して性自認又は性的指向を第三者に公表してはならない。
- (公表される情報への配慮等)
- 第8条 市、市民及び事業者等は、情報を公表する際には、性別等による差別的取扱い若しくは性別等による固定的な役割分担の意識を助長し、若しくは是認させ、又は性別等に起因する暴力を誘発することのないよう配慮するものとする。
- 第2章 男女平等の推進に関する基本的施策
(男女平等推進計画の策定)
- 第9条 市長は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、武蔵野市男女平等推進計画（男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）第14条第3項の規定により市が策定する計画をいう。以下「推進計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、武蔵野市男女平等推進審議会（以下「審議会」という。）に諮問するものとする。
- 3 市長は、推進計画の策定又は変更にあたっては、市民及び事業者等の意見を反映することができるよう、適切な措置をとるものとする。
- 4 市長は、推進計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。
- (推進計画の年次報告)
- 第10条 市長は、推進計画の実施状況について、年次報告を作成し、審議会の評価及び意見を添えて、これを公表するものとする。
- (推進体制等)
- 第11条 市は、男女平等を推進する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるものとする。
- 第12条 市は、武蔵野市立男女平等推進センター条例（平成27年12月武蔵野市条例第63号）第1条に規定する武蔵野市立男女平等推進センター（以下「センター」という。）を、男女平等を推進するための拠点とする。
- 2 市は、センターにおいて、男女平等に関する相談への対応を行うほか、男女平等を推進するための事業を行うものとする。
- 3 市は、センターのほか、男女平等に関する相談のうち、性別等に起因する暴力に関するものを受け取るための窓口を設置する。
- 4 市は、前2項に規定する相談を受けたときは、必要に応じて関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。
- (調査研究)
- 第13条 市は、男女平等を推進する施策の策定及び変更に必要な調査研究を行うものとする。
- (啓発、普及及び広報)
- 第14条 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等の推進に必要な啓発、普及及び広報活動を実施するものとする。
- 2 市は、市民及び事業者等に対して、男女平等に関して、メディア・リテラシーの向上が図られるよう、必要な支援を行うものとする。
- (市民及び事業者等の活動に対する支援)
- 第15条 市は、男女平等の推進に関する活動を行う市民及び事業者等に対し、情報提供その他の必要な支援を行うものとする。
- (性別等に起因する暴力の根絶及び被害者への支援)
- 第16条 市は、家庭、学校、地域、仕事の間その他の社会のあらゆる場における性別等に起因する暴力の根絶に向けて必要な措置を講ずるとともに、性別等に起因する暴力により被害を受けた者に対し、必要な支援を行うものとする。
- (家庭生活と社会生活との調和)
- 第17条 市は、全ての人が、性別等にかかわらず、家庭生活における活動と地域及び仕事の間における活動との調和

のとれた生活を営みながら、多様な生き方を選択し、実現できるように必要な支援を行うものとする。

(パートナーシップ制度の実施)

第18条 パートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に届け出るものとする。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、当該届出を受理したことを証する書面を交付する。この場合において、合意契約公正証書その他規則で定める書類の提出を受けたときは、当該提出を受理したことを証する書面を併せて交付する。

3 前2項に定めるもののほか、パートナーシップ制度の実施に関して必要な事項は、規則で定める。

(セクシュアル・ライツへの配慮及びリプロダクティブ・ヘルスに関する支援)

第19条 市は、市民のセクシュアル・ライツに配慮するとともに、市民が生涯を通じてリプロダクティブ・ヘルスを実現し、かつ、保持できるよう、教育、啓発その他の必要な支援を行うものとする。

(教育及び学習に携わる者に対する支援)

第20条 市は、保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる教育及び学習の場において、男女平等社会を支える意識及び態度の形成に向けた取組が行われるよう、当該教育及び学習に携わる者に対し必要な支援を行うものとする。

(防災施策における男女平等の推進)

第21条 市は、防災、災害対応、復興その他の災害に関するあらゆる局面において、男女平等の視点が確保されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(ポジティブ・アクション)

第22条 市は、第14条から前条までに定めるもののほか、社会のあらゆる分野における活動において、性別等による格差が生じていると認められる場合には、ポジティブ・アクションを講ずるよう努めるものとする。

第3章 男女平等推進審議会

第23条 男女平等の推進について調査し、及び審議するため、審議会を設置する。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、及び答申する。

(1) 推進計画の策定及び変更に関すること。

(2) 推進計画の実施状況の評価に関すること。

(3) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情(以下「苦情」という。)の処理の在り方に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、男女平等の推進に関すること。

3 審議会は、前項各号に掲げるもののほか、男女平等の推進のため必要があると認める事項について、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、男女平等の推進に関して優れた識見を有する者及び公募による市民のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

5 審議会の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 審議会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和36年2月武蔵野市条例第7号)に定めるところによる。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女平等に関する施策等に係る苦情の処理
(苦情の申立て)

第24条 市民及び事業者等は、市に対して、苦情を申し立てることができる。

2 苦情の申立ての窓口は、センターに置く。

3 市は、苦情について、公正かつ適切に対応するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、苦情の申立てに関して必要な事項は、規則で定める。

(苦情処理委員会)

第25条 苦情について、公正かつ適切に対応するため、武蔵野市男女平等に関する苦情処理委員会(以下「苦情処理委員会」という。)を設置する。

2 苦情処理委員会は、審議会の委員の中から市長が別に委嘱する委員3人以内をもって組織する。

3 苦情処理委員会の委員の任期は、審議会の委員の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 苦情処理委員会は、苦情の申立てに係る市の施策を実施する機関に対し、資料の提出及び説明を求め、必要があるときは是正その他の措置を講じるよう意見を述べることができる。

5 苦情処理委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 苦情処理委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例に定めるところによる。

7 前各項に定めるもののほか、苦情処理委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により策定された武蔵野市男女共同参画計画は、第9条第1項の規定により策定される推進計画となり、同一性をもって存続するものとする。

(武蔵野市立武蔵野市民会館条例の一部改正)

3 武蔵野市立武蔵野市民会館条例(昭和59年10月武蔵野市条例第36号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(武蔵野市立男女共同参画推進センター条例の一部改正)

4 武蔵野市立男女共同参画推進センター条例(平成27年12月武蔵野市条例第63号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

付 則 (令和元年7月1日条例第22号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

付 則 (令和3年9月29日条例第23号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 武蔵野市男女平等推進審議会委員名簿

任期：令和5（2023）年4月1日から令和7（2025）年3月31日

◎：会長 ○：副会長

	氏名	所属等
1	生駒夏美	国際基督教大学教養学部アーツ・サイエンス学科教授
2	伊藤隆子	武蔵野硝子(株)代表取締役
3	大島登志子	むさしの男女平等推進市民協議会会長
4	大田静香	武蔵野市助産師会会長
5	○小林智子	弁護士（かえで通り法律事務所）
6	篠原由美子	公募委員（吉祥寺北町在住）
7	高丸一哉	武蔵野市教育委員会統括指導主事
8	中村邦子	公募委員（吉祥寺南町在住）
9	中村敏子	特定非営利活動法人女性のスペース結代表理事
10	三上義樹	高齢者介護総合福祉施設緑寿園・緑寿園ケアセンター統括施設長
11	◎諸橋泰樹	フェリス女学院大学文学部コミュニケーション学科教授
12	渡辺大輔	埼玉大学基盤教育研究センター准教授

（50音順・敬称略）

3 武蔵野市男女平等推進審議会審議経過

回	日時	場所	内容
1	令和5 (2023)年 5月15日	市役所 812会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・男女平等推進審議会日程（案）について ・計画策定の背景について ・計画の基本的な考え方について ・計画の体系(案)について
2	6月19日	男女平等 推進センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・計画の体系（案）について ・困難な課題を抱える女性への支援に関する法律について ・新基本目標Ⅰ男女平等の意識を育むまち 現状と課題、施策 ・新基本目標Ⅳ男女平等推進の体制づくりに取り組むまち 現状と課題、施策
3	7月19日	男女平等 推進センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次男女平等推進計画の策定について ①新基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち 現状と課題、施策
4	8月18日	男女平等 推進センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次男女平等推進計画の策定について ①新基本目標Ⅱ 生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち 現状と課題、施策 ②新基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち 現状と課題、施策
5	9月29日	男女平等 推進センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次男女平等推進計画中間のまとめ（素案）について ①第1章、第2章 ②第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画 基本目標Ⅰ、基本目標Ⅱ
6	10月30日	男女平等 推進センター 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・第五次男女平等推進計画中間のまとめ（素案）について ①第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画 基本目標Ⅲ、基本目標Ⅳ ②重点施策 ③数値目標
7	11月15日	男女平等 推進センター 会議室	
8	令和6 (2024)年 1月●日	男女平等 推進センター 会議室	

4 武蔵野市立男女平等推進センター条例

平成27年12月22日条例第63号
改正 平成29年3月22日条例第1号

(設置)
第1条 武蔵野市(以下「市」という。)における男女平等社会の実現を目指し、男女平等に関する施策の総合的な推進を図ることを目的として、武蔵野市立男女平等推進センター(以下「センター」という。)を武蔵野市境2丁目3番7号に設置する。

(管理)
第2条 センターは、武蔵野市長(以下「市長」という。)が管理する。

(事業)
第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女平等の推進に係る学習、研修その他啓発に関すること。
- (2) 男女平等の推進に係る情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 男女平等の推進を目的とする市民及び団体の交流及び活動の支援に関すること。
- (4) 男女平等の推進に係る市民相談及び社会参加の促進に関すること。
- (5) 男女平等の推進に係る調査及び研究に関すること。
- (6) 市が実施する男女平等の推進に関する施策又は男女平等の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情に関すること。
- (7) センターの施設を利用に供すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(施設)
第4条 センターに設ける施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会議室
 - (2) 相談室
 - (3) 交流コーナー
 - (4) 情報コーナー
- (休館日)

第5条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 木曜日
- (2) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(開館時間)

第6条 センターの開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(使用の承認)

第7条 会議室を使用しようとする者は、規則で定めるところにより申請し、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときも同様とする。

2 市長は、前項の承認をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、優先的にその使用を承認することができる。

- (1) 男女平等の推進を目的とする講演会、講習会その他の会議を実施するために使用する場合
- (2) 市が事業で使用する場合

(使用の不承認)

第8条 市長は、会議室を使用しようとする者が、次の各号

のいずれかに該当すると認めるときは、その使用を承認しないことができる。

(1) センターの施設又は当該施設に附帯する設備及び器具(以下「附属設備」という。)を損傷するおそれがあるとき。

(2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とするとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理運営上支障があるとき。

(使用期間の制限)
第9条 会議室の使用期間は、同一の利用者(第7条第1項の規定により使用の承認を受けた者をいう。以下同じ。)が使用する場合又は同一の使用目的で使用する場合は、引き続き3日(休館日を除く。)を超えることはできない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(使用料)

第10条 会議室の使用料は、別表のとおりとする。

(使用料の減免)

第11条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の納付)

第12条 利用者は、第10条に規定する使用料を使用の承認の際に納入しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の不還付)

第13条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用の承認の取消し等)

第14条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命ずることができる。

(1) 第8条各号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) この条例、この条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

(3) 使用の目的又は条件に違反したとき。

(4) 係員の指示に従わないとき。

(5) 不正又は偽りの行為により、使用の承認を受けたとき。

(6) 災害、工事その他センターの管理上支障があると市長が認める事由によりセンターを使用することができなくなったとき。

2 前項の規定により承認した事項を変更し、又は使用の承認を取り消し、若しくは使用の中止を命じた場合(同項第6号に該当するものを除く。)において利用者に損害が生じても、市長は、その賠償の責めを負わないものとする。(使用権の譲渡等の禁止)

第15条 利用者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の禁止)

第16条 利用者は、会議室に特別の設備を施し、又は変更を加えてはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、その使用が終了したとき又は第14条第1項の規定により使用の承認を取り消され、若しくは使用の

中止を命ぜられたときは、その使用した施設又は附属設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。

- 2 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを代行し、その費用を使用者から徴取することができる。

(損害賠償の義務)

第18条 センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

- 2 前条第2項の規定は、前項に規定する者が同項に規定する義務を履行しない場合に準用するものとする。

(武蔵野市民会館の事業との連携)

第19条 市長は、必要があると認めるときは、武蔵野市立武蔵野市民会館条例(昭和59年10月武蔵野市条例第36号)第18条第1項に規定する武蔵野市立武蔵野市民会館運営委員会の意見を聴いて、第3条に規定するセンターの事業と同条例第4条に規定する武蔵野市立武蔵野市民会館の事業との連携を図るための措置を講ずるものとする。

(委任)

第20条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。(平成28年8月規則第95号で、同年10月1日から施行)

(準備行為)

- 2 第7条第1項の規定による申請、承認その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

付 則(平成29年3月22日条例第1号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

区分	使用料
午前(午前9時から正午まで)	800円
午後(午後1時から午後5時まで)	1,200円
夜間(午後6時から午後10時まで)	1,400円
全日(午前9時から午後10時まで)	2,800円

備考

- 1 区分の欄に掲げる使用時間は、センターの管理上支障がないと市長が認める場合に限り、1時間未満の範囲内で延長することができる。この場合において、使用料の額は、使用の承認を受けた区分の欄に応じ、当該使用料の欄に定める額に当該額の10分の3に相当する額を加えた額とする。
- 2 午前及び午後又は午後及び夜間の区分を引き続き使用する場合のこれらの区分の間の時間については、使用料を徴収しない。

5 男女平等に関する意識調査概要

(1) 調査の目的

男女平等に関する市民の意識を把握し、武蔵野市第五次男女平等推進計画の策定のための基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 調査の設計

- (1) 調査対象者：武蔵野市内在住の満18歳以上の市民 2,000人
- (2) 抽出方法：住民基本台帳からの無作為抽出
- (3) 調査方法：郵送配布-郵送・WEB回収併用
- (4) 調査期間：令和4(2022)年8月31日(水)から9月21日(水)まで

(3) 回収状況

- (1) 配布数：2,000人
- (2) 有効回収数：908人
(女性：534人 男性：364人 それ以外：1人 回答しない：4人 無回答：5人)
- (3) 有効回収率：45.4% (前回調査：35.6%)
- (4) 回収方法内訳：郵送 578人 (63.7%)、WEB 330人 (36.3%)

(4) 調査の内容

- (1) あなた自身について
- (2) 日頃の生活について
- (3) ワーク・ライフ・バランスについて
- (4) 男女平等意識について
- (5) コロナ禍での行動変化について
- (6) 性の多様性について
- (7) 暴力やハラスメントについて
- (8) 市の施策について

6 パブリックコメントの実施結果

7 男女平等推進の主な動き

	国連関係	国・都	武蔵野市
1970年代	<p>1975年6月(昭和50年) 国際婦人年 世界会議(メキシコシティ) ○世界行動計画 採択 ○1976～85年の10年間を「国連婦人の10年」と宣言</p> <p>1979年12月(昭和54年) ○女子差別撤廃条約 採択</p>	<p>1975年9月(昭和50年) ○総理府婦人問題担当室 設置</p> <p>1976年6月(昭和51年) ○「民法」一部改正 (離婚時の氏使用可能等)</p> <p>1977年1月(昭和52年) ○国内行動計画 策定</p> <p>1977年10月(昭和52年) ○国内行動計画 前期重点目標 発表</p> <p>1978年11月(昭和53年) 東京都 ○「婦人問題解決のための東京都行動計画」策定</p>	
1980年代	<p>1980年7月(昭和55年) 「国連婦人の10年」 世界会議(コペンハーゲン) ○国連婦人の10年後半期行動プログラム 採択</p> <p>1981年2月(昭和56年) ○ILO第156号条約 (家族的責任を有する労働者条約) 第67回ILO総会で採択</p> <p>1985年7月(昭和60年) 「国連婦人の10年」最終年 世界会議(ナイロビ) ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略 採択</p>	<p>1980年7月(昭和55年) ○女子差別撤廃条約 署名</p> <p>1981年5月(昭和56年) ○国内行動計画 後期重点目標 決定</p> <p>1983年1月(昭和58年) 東京都 ○婦人問題解決のための新東京都行動計画 「男女の平等と共同参加へのとうきょうプラン」策定</p> <p>1984年5月(昭和59年) ○「国籍法・戸籍法」一部改正・施行 (父系血統主義から父母両系血統主義へ)</p> <p>1985年6月(昭和60年) ○女子差別撤廃条約 批准(72番目) ○「男女雇用機会均等法」成立</p> <p>1986年4月(昭和61年) ○「男女雇用機会均等法」施行</p> <p>1987年5月(昭和62年) ○西暦2000年に向けての新国内行動計画 策定</p>	<p>1985年4月(昭和60年) ○婦人行動計画関連事項の担当 決定 …(市民活動課)</p> <p>1985年10月(昭和60年) ○婦人問題懇談会(第一期) 設置</p> <p>1986年7月(昭和61年) ○婦人問題に関する意識調査 実施</p> <p>1986年12月(昭和61年) ○婦人問題懇談会(第一期) 報告書提出</p> <p>1987年6月(昭和62年) ○婦人問題懇談会(第二期) 設置</p> <p>1987年9月(昭和62年) ○婦人問題に関する意識調査 実施</p> <p>1989年4月(平成元年) ○児童婦人部児童婦人室婦人問題担当 設置</p> <p>1989年10月(平成元年) ○婦人問題関係者会議 開催</p>
1990年代	<p>1990年3月(平成2年) 国連経済社会理事会 ○婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する 第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論 採択</p>		<p>1990年2月(平成2年) ○第1回女性親善使節団 シンガポール・マレーシアへ派遣 ○婦人団体名簿 発行</p> <p>1990年9月(平成2年) ○『武蔵野市女性行動計画』策定</p> <p>1990年12月(平成2年) ○『統計に見る武蔵野の女性』発行</p>

	国連関係	国・都	武蔵野市
		1991年3月(平成3年) 東京都 ○女性問題解決のための東京都行動計画 「21世紀へ 男女平等推進とうきょうプラン」策定	1991年2月(平成3年) ○平成2年度女性関係行政推進会議 開催 ○女性行動計画推進市民会議(第一期) 発足 ○女性情報誌『まなこ』 第1号発行
		1991年5月(平成3年) ○西暦2000年に向けての新国内行動計画 (第一次改定) 策定	1991年12月(平成3年) ○第2回女性親善使節団 タイ王国へ派遣
		1992年4月(平成4年) ○「育児休業法」 施行	1992年3月(平成4年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第一期) 提出
			1992年5月(平成4年) ○平成4年度女性関係行政推進会議 開催
			1992年7月(平成4年) ○女性行動計画推進市民会議(第二期) 発足
			1992年10月(平成4年) ○第3回女性親善使節団 中国へ派遣
			1993年2月(平成5年) ○女性問題に関する意識調査 実施
			1993年9月(平成5年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第二期) 提出
			1993年11月(平成5年) ○第4回女性親善使節団 韓国へ派遣
			1994年3月(平成6年) ○「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想検討委員会 発足
			1994年4月(平成6年) ○児童婦人部児童婦人室婦人計画係 改称
			1994年5月(平成6年) ○平成6年度女性関係行政推進会議 開催
1994年9月(平成6年) 世界人口・開発会議(カイロ) ○リプロダクティブ・ヘルス/ライツを打ち出した 行動計画を採択		1994年7月(平成6年) ○総理府男女共同参画室 設置	1994年10月(平成6年) ○第5回女性親善使節団 インドネシアへ派遣
1995年9月(平成7年) 第4回世界女性会議(北京) ○北京宣言及び行動綱領 採択		1995年6月(平成7年) ○ILO第156号条約 批准(23番目) (家族的責任を有する労働者条約)	1995年8月(平成7年) ○女性NGOフォーラム視察団 北京へ派遣
		1995年11月(平成7年) ○東京ウィメンズプラザ 開館	1996年3月(平成8年) ○「むさしのヒューマン・プラザ」(仮称)基本構想 検討委員会報告書 提出
			1996年4月(平成8年) ○児童女性部児童女性課女性計画係 改称
			1996年5月(平成8年) ○平成8年度女性関係行政推進会議 開催
			1996年7月(平成8年) ○女性行動計画推進市民会議(第三期) 発足
		1996年12月(平成8年) ○男女共同参画2000年プラン 策定	1997年1月(平成9年) ○女性問題に関する意識調査 実施
			1997年4月(平成9年) ○女性団体活動補助金制度 開始
		1997年6月(平成9年) ○「男女雇用機会均等法」「労働基準法」 「育児・介護休業法」 改正	1997年5月(平成9年) ○平成9年度第1回女性関係行政推進会議 開催
			1997年10月(平成9年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第三期) 提出

資料編

	国連関係	国・都	武蔵野市
			1997年12月(平成9年) ○平成9年度第2回女性関係行政推進会議 開催
		1998年3月(平成10年) 東京都 ○男女平等推進のための東京都行動計画 「男女が平等に参画するまち東京プラン」策定	1998年3月(平成10年) ○『武蔵野市第二次女性行動計画』策定
			1998年5月(平成10年) ○平成10年度第1回女性関係行政推進会議 開催
			1998年6月(平成10年) ○女性行動計画推進市民会議(第四期) 発足
			1998年11月(平成10年) ○むさしのヒューマン・ネットワークセンター開設
		1999年4月(平成11年) ○(改正)「男女雇用機会均等法」 「労働基準法」「育児・介護休業法」 施行	1999年5月(平成11年) ○平成11年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		1999年6月(平成11年) ○「男女共同参画社会基本法」 成立・施行	
2000年代		2000年3月(平成12年) ○「東京都男女平等参画基本条例」 成立・施行	2000年3月(平成12年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第四期) 提出
	2000年6月(平成12年) 国連特別総会 女性2000年会議(ニューヨーク)	2000年11月(平成12年) ○「ストーカー行為等規制法」 施行	2000年6月(平成12年) ○平成12年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		2000年12月(平成12年) ○男女共同参画基本計画 策定	
		2001年1月(平成13年) ○内閣府男女共同参画局 設置	
		2001年4月(平成13年) ○「配偶者暴力防止法」 成立	2001年5月(平成13年) ○平成13年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		2002年1月(平成14年) 東京都 ○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス&サポート東京プラン2002」 策定	2001年7月(平成13年) ○女性行動計画推進市民会議(第五期)発足
		2002年4月(平成14年) 東京都 ○配偶者暴力相談支援センター業務を開始 ○(改正)「育児・介護休業法」 施行	2002年4月(平成14年) ○企画政策室市民活動センター男女共同参画担当 設置 2002年6月(平成14年) ○平成14年度第1回女性関係行政推進会議 開催
			2002年8月(平成14年) ○男女共同参画に関する意識調査 実施
			2003年1月(平成15年) ○女性行動計画推進市民会議報告書(第五期) 提出
		2003年7月(平成15年) ○「次世代育成支援対策推進法」 成立 ○「少子化社会対策基本法」 成立	2003年6月(平成15年) ○平成15年度第1回女性関係行政推進会議 開催
		2004年6月(平成16年) ○「配偶者暴力防止法」 一部改正	2004年4月(平成16年) ○『武蔵野市男女共同参画計画』策定
		2004年7月(平成16年) ○「性同一性障害者特例法」 施行	2004年11月(平成16年) ○平成16年度第1回男女共同参画推進会議 開催
		2004年12月(平成16年) ○「育児・介護休業法」 一部改正 2005年4月(平成17年) ○(改正)「育児・介護休業法」 施行	2005年8月(平成17年) ○平成17年度第1回男女共同参画推進会議 開催
	2005年12月(平成17年) 国連「北京+10」 世界閣僚級会合(ニューヨーク)	2005年12月(平成17年) ○男女共同参画基本計画(第2次) 策定	

	国連関係	国・都	武蔵野市
		2006年3月(平成18年) ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定	
		2006年6月(平成18年) ○「男女雇用機会均等法」改正	2006年8月(平成18年) ○平成18年度第1回男女共同参画推進会議 開催
		2007年3月(平成19年) 東京都 ○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス&サポート東京プラン2007」策定	
		2007年4月(平成19年) ○(改正)「男女雇用機会均等法」施行	2007年4月(平成19年) ○企画政策室市民協働推進課男女共同参画担当 改称
		2007年7月(平成19年) ○「配偶者暴力防止法」改正	2007年8月(平成19年) ○男女共同参画推進市民会議 発足
		2007年12月(平成19年) ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」 及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	2007年10月(平成19年) ○平成19年度第1回男女共同参画推進会議 開催
		2008年1月(平成20年) ○(改正)「配偶者暴力防止法」施行	
		2008年4月(平成20年) ○「パートタイム労働法」改正	2008年7月(平成20年) ○平成20年度第1回男女共同参画推進会議 開催 ○男女共同参画に関する意識調査 実施
			2008年11月(平成20年) ○男女共同参画推進市民会議報告書 提出
			2008年12月(平成20年) ○平成20年度第2回男女共同参画推進会議 開催
		2009年3月(平成21年) ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	2009年3月(平成21年) ○「武蔵野市第二次男女共同参画計画」策定
		2009年6月(平成21年) ○「育児・介護休業法」一部改正	2009年4月(平成21年) ○男女共同参画推進会議 改称・改組
	2009年8月(平成21年) ○女性差別撤廃委員会 第6回日本審査の総括所見発表		2009年9月(平成21年) ○平成21年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催 ○「武蔵野市第二次男女共同参画計画アクションプラン」策定 ○男女共同参画推進市民会議(第2期) 発足
2010年代	2010年3月(平成22年) ○国連「北京+15」 記念会合(ニューヨーク)「宣言」採択		2010年7月(平成22年) ○平成22年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催
		2010年12月(平成22年) ○「第3次男女共同参画基本計画」策定	2010年11月(平成22年) ○男女共同参画推進市民会議(第2期)意見書 提出
	2011年1月(平成23年) ○UN Women 正式発足		2011年2月(平成23年) ○配偶者等暴力被害者支援庁内連絡会議 設置
			2011年6月(平成23年) ○平成23年度第1回男女共同参画庁内推進会議開催
			2011年9月(平成23年) ○男女共同参画推進市民会議(第3期) 発足
	2012年2月(平成24年) ○第56回国連婦人の地位委員会 議決案 採択	2012年3月(平成24年) 東京都 ○男女平等参画のための東京都行動計画 「チャンス&サポート東京プラン2012」策定 ○「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定	2012年4月(平成24年) ○むさしのヒューマン・ネットワークセンター直営化
		2012年6月(平成24年) ○「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	2012年6月(平成24年) ○男女共同参画推進市民会議(第3期)意見書 提出
			2012年7月(平成24年) ○平成24年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催

資料編

	国連関係	国・都	武蔵野市
			2012年10月(平成24年) ○男女共同参画推進委員会 発足 ○市民部市民活動推進課男女共同参画担当 改称
			2012年11月(平成24年) ○男女共同参画に関する市民意識調査 実施
	2013年3月(平成25年) ○第57回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2013年2月(平成25年) ○若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	2013年2月(平成25年) ○男女共同参画に関する職員アンケート調査 実施
		2013年5月(平成25年) ○「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」策定	
		2013年6月(平成25年) ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」成立 ○「配偶者暴力防止法」一部改正26	2013年6月(平成25年) ○男女共同参画フォーラム 実施(第1回)
		2013年7月(平成25年) ○「ストーカー規制法」改正	2013年7月(平成25年) ○平成25年度第1回男女共同参画庁内推進会議 開催
		2013年12月(平成25年) ○(改正)「民法」施行 (嫡出子と嫡出でない子の相続分の同等化)	2013年11月(平成25年) ○武蔵野市第三次男女共同参画計画に向けた委員会報告書 提出
	2014年3月(平成26年) ○第58回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2014年1月(平成26年) ○(改正)「配偶者暴力防止法」施行	2014年1月(平成26年) ○「武蔵野市第三次男女共同参画計画」(「武蔵野市配偶者暴力対策基本計画」を包含) 策定
		2014年4月(平成27年) ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)」発効 ○「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律」施行	2014年8月(平成26年) ○平成26年度男女共同参画庁内推進会議 開催
		2014年9月(平成26年) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム 開催	
		2014年10月(平成26年) ○「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置	2014年10月(平成26年) ○平成26年度男女共同参画推進委員会 発足
		2014年11月(平成26年) ○「リベンジポルノ被害防止法」成立・施行	
	2015年3月(平成27年) ○国連「北京+20」 ○第59回国連婦人の地位委員会 宣言及び決議 採択		2015年2月(平成27年) ○武蔵野市男女共同参画基本条例(仮称) 庁内検討会 設置
		2015年6月(平成27年) ○「女性活躍加速のための重点方針2015」策定	2015年6月(平成27年) ○平成27年度男女共同参画庁内推進会議 開催
	2015年8月(平成27年) ○UN Women 日本事務所 開設	2015年8月(平成27年) ○女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム 開催	
	2015年9月(平成27年) ○「国連持続可能な開発サミット」開催 ○「持続可能な開発目標(SDG's)」採択	2015年9月(平成27年) ○「女性活躍推進法」制定・一部施行	2015年10月(平成27年) ○平成27年度武蔵野市男女共同参画推進委員会設置
		2015年12月(平成27年) ○「第4次男女共同参画基本計画」策定	2015年11月(平成27年) ○男女共同参画基本条例(仮称)検討委員会 発足
		2016年2月(平成28年) 東京都 ○「東京都女性活躍推進白書」策定	
	2016年3月(平成28年) ○第60回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2016年3月(平成28年) ○「育児・介護休業法」一部改正 ○「男女雇用機会均等法」一部改正	
		2016年4月(平成28年) ○「女性活躍推進法」全面施行	
		2016年5月(平成28年) ○「女性活躍加速のための重点方針2016」策定	2016年7月(平成28年) ○平成28年度男女共同参画庁内推進会議 開催

	国連関係	国・都	武蔵野市
			2016年10月(平成28年) ○武蔵野市立男女共同参画推進センター条例 施行 ○市民部市民活動推進課男女共同参画推進センター 設置 ○むさしのヒューマン・ネットワークセンターを市民会館に移転「男女共同参画推進センター」に改称
		2016年12月(平成28年) ○「ストーカー規制法」一部改正 ○国際女性会議WAW! 開催	2016年11月(平成28年) ○平成28年度男女共同参画推進委員会 発足
		2017年1月(平成29年) ○(改正)「育児・介護休業法」施行 ○(改正)「男女雇用機会均等法」施行 ○(改正)「ストーカー規制法」一部施行	2017年1月(平成29年) ○女性総合相談を平日夜間・休日のみ開始
	2017年3月(平成29年) ○第61回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択	2017年3月(平成29年) ○「育児・介護休業法」一部改正 東京都 ○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定	2017年3月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」成立
		2017年6月(平成29年) ○「女性活躍加速のための重点方針2017」策定 ○(改正)「ストーカー規制法」全面施行 ○「刑法」一部改正	2017年4月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等の推進に関する条例」施行 ○「男女平等推進センター」に改称 ○女性総合相談を市民相談係より移管 ○男女平等推進審議会 発足
		2017年7月(平成29年) ○(改正)「刑法」施行 (強姦罪から強制性交等罪へ、非親告罪化等)	2017年7月(平成29年) ○平成29年度男女平等庁内推進会議 開催
		2017年10月(平成29年) ○(改正)「育児・介護休業法」施行	2017年10月(平成29年) ○「武蔵野市男女平等に関する意識調査」実施
		2017年11月(平成29年) ○国際女性会議WAW! 開催	2017年11月(平成29年) ○男女平等に関する職員アンケート調査 実施
			2017年12月(平成29年) ○むさしのにじいろ電話相談(臨時) 実施
	2018年3月(平成30年) ○第62回国連婦人の地位委員会 合意決議及び決議 採択		2018年4月(平成30年) ○女性法律相談開始
		2018年5月(平成30年) ○「政治分野における男女共同参画推進法」成立・施行	
		2018年6月(平成30年) ○「女性活躍加速のための重点方針2018」策定	
		2018年10月(平成30年) 東京都 ○「オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」成立	2018年10月(平成30年) ○性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市 宣言レインボームサシノシ宣言 ○むさしのにじいろ電話相談毎月実施開始
	2019年3月(平成31年) ○W20日本を開催(第5回WAW!と同時開催)		2019年3月(平成31年) ○「武蔵野市第四次男女平等推進計画」(「武蔵野市第二次配偶者暴力対策基本計画」、「武蔵野市女性活躍推進計画」を含む) 策定
		2019年4月(平成31年) 東京都 ○「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」施行	
		2019年6月(令和元年) ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 ○「配偶者暴力防止法」一部改正	
			2019年11月(令和元年) ○「性の多様性を理解し尊重するまち武蔵野市 宣言レインボームサシノシ宣言」を市長が実施
		2019年12月(令和元年) ○「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則等」改正 東京都 ○「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」策定	

資料編

	国連関係	国・都	武蔵野市
		<p>2020年1月(令和2年)</p> <p>○「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」告示</p>	<p>2020年4月(令和2年)</p> <p>○「武蔵野市第六期長期計画」策定</p>
		<p>2020年6月(令和2年)</p> <p>○「労働施策総合推進法」、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」改正による職場におけるハラスメント対策強化</p>	
	<p>2020年10月(令和2年)</p> <p>○国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合</p>		
		<p>2020年12月(令和2年)</p> <p>○「第5次男女共同参画基本計画」策定</p>	
		<p>2021年6月(令和3年)</p> <p>○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の一部を改正する法律」施行</p> <p>○教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」公布</p>	<p>2021年4月(令和2年)</p> <p>○むさしのにじいる電話相談において面談も可とする運用開始</p>
		<p>2022年3月(令和4年)</p> <p>東京都</p> <p>○「東京都男女平等参画推進総合計画」策定</p>	<p>2021年9月(令和3年)</p> <p>○「武蔵野市男女平等推進に関する条例」一部改正</p>
		<p>2022年5月(令和4年)</p> <p>○「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布</p>	<p>2022年4月(令和4年)</p> <p>○武蔵野市パートナーシップ制度開始</p> <p>○改正「武蔵野市男女平等推進に関する条例」施行</p> <p>○むさしのにじいる電話相談をむさしのにじいる相談に改称</p>
		<p>2022年6月(令和4年)</p> <p>○「女性版骨太の方針2022」の決定</p>	
		<p>2022年11月(令和4年)</p> <p>東京都○「東京都パートナーシップ宣誓制度」運用都</p>	<p>2022年8月～9月(令和4年)</p> <p>○男女平等に関する意識調査実施</p>
		<p>2023年5月(令和5年)</p> <p>○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律」公布</p>	<p>2022年11月(令和4年)</p> <p>○東京都と「パートナーシップ宣誓制度に関する基本協定」締結</p>
		<p>2023年6月(令和5年)</p> <p>○「刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律」公布</p> <p>○「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布</p>	

8 男女共同参画社会基本法

平成十一年法律第七十八号

目次

前文

第一章 総則（第一条—第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条—第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条—第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮

されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するた

資料編

めに必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勧案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勧案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」と

いう。)を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定

により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 （平成一一年七月一六日法律第一〇二号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成一一年一月二二日法律第一六〇号）

抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

9 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年法律第三十一号

目次

前文

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二條）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八條）

第五章の二 補則（第二十八條の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き継ぎ受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)

を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあつて

は、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五号、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、

配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申

立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであつて、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあつて

は、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(保護命令の申立て)
- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
 - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
 - 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
 - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ず

- るものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。
- (保護命令の申立てについての決定等)
- 第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。
- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。
- (即時抗告)
- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
- (保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がな

- いことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
- (第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)
- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。
- (事件の記録の閲覧等)
- 第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にある場合は、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。
- (法務事務官による宣誓認証)
- 第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。
- (民事訴訟法の準用)
- 第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。
- (最高裁判所規則)
- 第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。
- 第五章 雑則
- (職務関係者による配慮等)
- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。
- (教育及び啓発)
- 第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防

資料編

止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
 - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
 - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者(第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手

一号から第四号まで及び第十八条第一項		
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一六年六月二日法律第六四号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した

日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年五月二五日法律第五二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和五年五月一九日法律第三〇号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日

二 第二十一条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号。附則第三条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和五年六月一四日法律第五三号) 抄
この法律は、公布の日から起算して五年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三十二章の規定及び第三百八十八条の規定 公布の日

二 第一条中民事執行法第二十二條第五号の改正規定、同法第二十五條の改正規定、同法第二十六條の改正規定、同法第二十九條の改正規定(「の謄本」の下に「又は電磁的記録に記録されている事項の全部を記録した電磁的記録」を加える部分を除く。)、同法第九十一條第一項第三号の改正規定、同法第一百四十一條第一項第三号の改正規定、同法第八十一條第一項の改正規定、同法第四項の改正規定、同法第八十三條の改正規定、同法第八十九條の改正規定及び同法第九十三條第一項の改正規定、第十二條、第三十三條、第三十四條、第三十六條及び第三十七條の規定、第四十二條中組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第三十九條第二項の改正規定、第四十五條の規定(民法第九十八條第二項及び第五百五十一條第四項の改正規定を除く。)、第四十七條中鉄道抵当法第四十一條の改正規定及び同法第四十三條第三項の改正規定、第四十八條及び第四章の規定、第八十八條中民事訴訟費用等に関する法律第二條の改正規定、第九十一條の規定、第八十五條中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十二條第三項の改正規定、第九十八條の規定並びに第三百八十七條の規定 公布の日から起算して二年六月を超えない範囲内において政令で定める日

10 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

目次

- 第一章 総則（第一条—第四条）
- 第二章 基本方針等（第五条・第六条）
- 第三章 事業主行動計画等
 - 第一節 事業主行動計画策定指針（第七条）
 - 第二節 一般事業主行動計画等（第八条—第十八条）
 - 第三節 特定事業主行動計画（第十九条）
 - 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表（第二十条・第二十一条）
- 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第二十二条—第二十九条）
- 第五章 雑則（第三十条—第三十三条）
- 第六章 罰則（第三十四条—第三十九条）
- 附則
 - 第一章 総則（目的）

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念のっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）のっとり、女

性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第四条 事業主は、基本原則ののっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

（基本方針）

第五条 政府は、基本原則ののっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

（都道府県推進計画等）

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項にお

- いて「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。
- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
 - 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 第二節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)
- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
 - 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
 - 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
 - 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。
(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。
(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。
(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。
(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主

- (一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行うおととする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- (一般事業主に対する国の援助)
- 第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又は

これらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

- 第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
 - 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
 - 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
 - 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。
- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいづれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)
第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関によ

り構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十三条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のために必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

資料編

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七條第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九條又は第四十條の規定に違反した者

第三十七條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十條第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四條、第三十六條又は前條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本條の罰金刑を科する。

第三十九條 第三十條の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七條を除く。）、第五章（第二十八條を除く。）及び第六章（第三十條を除く。）の規定並びに附則第五條の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

（この法律の失効）

第二條 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同條第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定（同條に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

（政令への委任）

第三條 前條第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第四條 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号）抄
（施行期日）

第一條 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一條中雇用保険法第六十四條の次に一條を加える改正規定及び附則第三十五條の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二條中雇用保険法第十條の四第二項、第五十八條第一項、第六十條の二第四項、第七十六條第二項及び第七十九條の二並びに附則第十一條の二第一項の改正規定並びに同條第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四條の規

定並びに第七條中育児・介護休業法第五十三條第五項及び第六項並びに第六十四條の改正規定並びに附則第五條から第八條まで及び第十條の規定、附則第十三條中国公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十條第十項第五号の改正規定、附則第十四條第二項及び第十七條の規定、附則第十八條（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九條中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八條第三項の改正規定（「第四條第八項」を「第四條第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十條中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十條第一項の表第四條第八項の項、第三十二條の十一から第三十二條の十五まで、第三十二條の十六第一項及び第五十一條の項及び第四十八條の三及び第四十八條の四第一項の項の改正規定、附則第二十一條、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

（罰則に関する経過措置）

第三十四條 この法律（附則第一條第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第三十五條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号）抄
（施行期日）

第一條 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三條中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四條の改正規定並びに次条及び附則第六條の規定 公布の日

二 第二條の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

（罰則に関する経過措置）

第五條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第六條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第七條 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 （令和四年三月三十一日法律第一二号）抄
（施行期日）

第一條 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條中職業安定法第三十二條及び第三十二條の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八條の規定 公布の日

二 略

三 第一條中雇用保険法第十條の四第二項及び第五十八條第一項の改正規定、第二條の規定（第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定（「第四十八條」を「第四十七條の三」に改める部分に限る。）、同法第五條の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八條の前に一條を加える改正規定を除く。）並びに第三條の規定（職業能力開発促進法第十條の三第一号の改正規定、同條に一項を加える改正規定、同法第十五條の二第一項の改正規定及び同法第十八條に一項を加える改正規定を除く。）並びに次条並びに附則第五條、

第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定（「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と）並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

（政令への委任）

第二十八條 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和四年六月一七日法律第六八号） 抄
（施行期日）

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。
ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

11 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 女性相談支援センターによる支援等（第九条—第十五条）
- 第四章 雑則（第十六条—第二十二条）
- 第五章 罰則（第二十三条）
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所を

いう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和三十九年法律第三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等
(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

- 2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。
- 3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。
 - 四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。
- 5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。
- 6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。
- 7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。
- 10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
- 11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

（女性相談支援センターの所長による報告等）

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

（女性相談支援員）

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二條第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に

基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

- 2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二條第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。
- 3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を在所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

- 2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。
- 3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

- 2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第十四条 民生委員法（昭和三十二年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和三十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和三十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

- 2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。
- 5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等

資料編

の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

- 一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者
 - 二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者
 - 三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者
- 6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
 - 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用
 - 四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用
 - 五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
 - 六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用
- 2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。
 - 3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

- 2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内

において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

- 二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

- 3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

- 二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日

- 三 略

- 四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四年法律第六十八号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

準備行為)

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

- 2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

(婦人補導院法の廃止)

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の

支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日
(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

12 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律

令和五年法律第六十八号

(目的)

第一条 この法律は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割等を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵かん養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「性的指向」とは、恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向をいう。

2 この法律において「ジェンダーアイデンティティ」とは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。

(基本理念)

第三条 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下に、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならない。

(国の役割)

第四条 国は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(事業主等の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその雇用する労働者の理解の増進に関し、普及啓発、就業環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該労働者の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。)の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生(以下この項及び第十条第三項において「児童等」という。)の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンテ

ィティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の実施の状況の公表)

第七条 政府は、毎年一回、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の実施の状況を公表しなければならない。

(基本計画)

第八条 政府は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画(以下この条において「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解を増進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本計画の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

6 政府は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性をめぐる情勢の変化を勘案し、並びに性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね三年ごとに、基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、基本計画の変更について準用する。

(学術研究等)

第九条 国は、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する学術研究その他の性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の策定に必要な研究を推進するものとする。

(知識の着実な普及等)

第十条 国及び地方公共団体は、前条の研究の進捗状況を踏まえつつ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めることができるよう、心身の発達に応じた教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の着実な普及、各般の問題に対応するための相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

2 事業主は、その雇用する労働者に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるための情報の提供、研修の実施、普及啓発、就業環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他

の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議)

第十一条 政府は、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省その他の関係行政機関の職員をもって構成する性的指向・ジェンダーアイデンティティ理解増進連絡会議を設け、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

(措置の実施等に当たっての留意)

第十二条 この法律に定める措置の実施等に当たっては、性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、全ての国民が安心して生活することができることとなるよう、留意するものとする。この場合において、政府は、その運用に必要な指針を策定するものとする。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

13 用語一覧

行	用語	説明
あ	SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略で、友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。
	SDGs	「Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略。平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、貧困や不平等、格差、気候変動など、様々な問題を根本的に解決し、世界中の全ての人々が将来にわたってより良い生活を送ることができるようにするための17の国際目標。
	M字カーブ	日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。
か	介護職・看護職 Reスタート支援金	市内の介護施設等に就職し、継続して6か月以上の勤務が見込まれる職員に対して、支援金を支給する制度。
	キャリア教育	一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達(社会の中で自分の役割を果たしながら、自分らしい生き方を実現していく過程)を促す教育のこと。
	クオータ制	人種や性別等を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のことで、割当制ともいう。性別等による格差を改善し、実質的な男女平等社会を実現するための積極的な措置をいう。
	心のバリアフリー	障害者や子育て中の人、外国人など様々な人々の立場や抱える問題を理解せず、適切な行動を行わないことによる社会生活上の障壁(バリア)を解消するため、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
	固定的性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
さ	ジェンダー・ギャップ指数	GGI (Gender Gap Index) と略され、世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済、教育、政治及び保健の4つの分野のデータから算出される。0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、次のデータから算出される。(経済分野は労働力率、同じ仕事の賃金の同等性、所得の推計値、管理職に占める比率、専門職に占める比率、教育分野は識字率、初等・中等・高等教育の各在学率、健康分野は新生児の男女比率、健康寿命、政治分野は国会議員に占める比率、閣僚の比率、最近50年の国家元首の在任年数)

行	用語	説明
さ	ジェンダーアイデンティティ	自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう。
	女性相談（※）	女性総合相談と女性法律相談の総称。女性総合相談は、女性が暮らしの中で抱える様々な悩みについて、女性の専門相談員が話を伺い、解決に向けて一緒に考える。女性法律相談では、離婚・扶養（養育）・相続等の法律的な対応や手続きについて女性弁護士が相談に応じる。
	女性に対する暴力をなくす運動	夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力の問題に関する取組みを一層強化すること、また、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的に、毎年11月12日から11月25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間を「女性に対する暴力をなくす運動」としている。
	性的マイノリティ	「出生時に判定された性別と性自認が一致し、かつ性的指向は異性」というパターンに当てはまらない人々のこと。LGBTともいう。
	性に関するハラスメント	セクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等、相手の意思に反する性的な発言、行動等が、相手又は周囲の者に対し不快感を与え、尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は脅威を与えること。
	SOGI	どのような性を好きになる／ならないかという「Sexual Orientation（性的指向）」と、自身の性をどのように捉えている／いないかという「Gender Identity（性自認）」の略称。性的マイノリティだけでなく、あらゆる人の性を構成する要素や特徴を表す概念。
	SOGIハラ	相手に対して性的指向と性自認に関することで不当な差別や嫌がらせをすること。
た	ダブルケア・トリプルケア	近年、晩婚化・晩産化を背景に、子育てと親や親族の介護を同時に進行するケースを指す言葉。
	男女共同参画週間	男女共同参画社会の形成に向け、男女共同参画社会基本法（平成11（1999）年6月23日法律第78号）の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めるため、平成13（2001）年度から始まった。毎年6月23日から6月29日までの全国的な運動のこと。
	地域包括ケア人材育成センター（※）	福祉サービスの拡充や地域福祉活動の推進に向け、専門職や地域の担い手も含めた福祉人材の確保と養成を目的に、平成30（2018）年12月1日に開設。介護の仕事に就こうとしている方に資格取得の支援を行うほか、既に働いている方への研修・相談や様々な情報提供、そして、福祉に関わる事業所や団体を支援する。運営は福祉公社に委託。
	デートDV	恋人同士の間で起こる暴力のこと。殴る・蹴るといった暴力だけでなく、ひどい言葉で傷つけることや交友関係を制限すること、避妊に協力しないこと等も含まれる。
	東京ウィメンズプラザ	豊かで平和な男女平等参画社会の実現に向けて、都民と行政が協力して取り組む具体的、実践的な活動の拠点。普及・啓発及び交流事業や女性のための悩み相談、法律相談、男性のための悩み相談等を行う。
	特定事業主行動計画	女性活躍推進法第15条に基づき、各特定事業主に策定・公表等が義務付けられた、女性職員の活躍のための行動計画であり、数値目標、取組内容とその実施時期等が定められたもの。

行	用語	説明
は	配偶者からの暴力（DV）	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成25（2013）年7月3日公布、平成26（2014）年1月3日施行）では、配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義している。
	配偶者暴力相談支援センター	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく、被害者支援の中心的役割を果たす機能の名称。都道府県は実施義務があるが市町村は努力義務。配偶者暴力相談支援センターの機能は①相談や相談機関の紹介 ②カウンセリング ③被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護 ④自立して生活することを促進するための情報提供その他の援助 ⑤被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助 ⑥保護命令制度の利用についての情報提供その他の援助。
	パワーハラスメント	同じ職場で働く人に対し、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に業務上必要かつ相当な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えることや職場環境を悪化させること。
	ヒューマンあい（※）	市民から公募し採択された、武蔵野市立男女平等推進センターの愛称。「ヒューマン」には性別にとらわれない多様性の視点が、「あい」には、愛・会い・眼（まなこ）の意味が込められている。「ヒューマン」と「あい」を重ねた「ヒューマンあい」が、地域の人権をまもり、男女平等を推進して、人々との出会いの拠点施設になるよう命名された。
	ブレスト・ウェアネス	「乳房を意識する生活習慣」で、乳房の状態に日ごろから関心をもつことにより、乳房の変化を感じたら速やかに医師に相談するという正しい受診行動を身につけるためのキーワードのこと。「①乳房の状態を知る」「②早く乳房の変化に気づく」「③乳房の変化に気がいたらすぐ医師へ相談する」「④40歳になったら乳がん検診を受ける」という4つの基本行動を提唱している。
ま	まなこ（※）	平成3（1991）年に創刊された、武蔵野市の男女平等推進情報誌。男女平等社会の実現を目指し、地域社会における様々な問題を解決するために、企画・取材・編集を市民と協働で行っている。人やまちや文化や地球を、男女平等推進の視点＝「まなこ（眼）」で見たいこうという思いで名付けられた。
	マタニティ・ハラスメント	働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めなどの不利益な取扱いをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的ないやがらせのこと。
	むさしのにじいろ相談（※）	性的マイノリティ当事者やその周りの人々、支援者等を対象に、性に関する悩み等を伺い、解決に向けて一緒に考える相談事業。
	武蔵野市パートナーシップ制度	性別等にかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、日常生活において、互いに協力し、及び扶助し合うことを約した2人が、安心して暮らし続けられることを目的として、市長がパートナーシップの届出を受理した場合に、受理したことを証する書面を交付する制度。

行	用語	説明
ま	メディア・リテラシー	メディアの情報を主体的に読み解く能力、メディアにアクセスし、活用する能力、メディアを通じコミュニケーションする能力の3つを構成要素とする複合的な能力のこと。
や	ゆりかごむさしの(※)	武蔵野市母子保健事業の愛称。母子健康手帳交付時の面接から始まり、各種健診、相談事業を行う中で、妊娠期から子育て期まで一人ひとりに寄り添い、地域で安心して生活できるようサポートをしている。
ら	ライフステージ	人の一生を幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期等の成長過程や、就職・結婚・子育て・退職等節目となる出来事に応じて区分した各段階のこと。
	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)	平成6(1994)年の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成7(1995)年の第4回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。また、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」と訳され、やりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることをいう。

(※) は市独自事業

武蔵野市第五次男女平等推進計画中間のまとめ

令和5（2023）年12月

発行・編集：武蔵野市市民部市民活動推進課男女平等推進センター

〒180-0022 武蔵野市境2-3-7 市民会館1階

T e l : 0422-37-3410 Mail : danjo@city.musashino.lg.jp
